



【訪問系サービス編】

指定障害福祉サービス事業所等に対する集団指導

③報酬等に関すること

平成27年3月24日

岡山県保健福祉部障害福祉課



報酬告示とその留意事項

○サービス提供時の報酬の算定

- 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスを提供した際の報酬の額は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）平成25年3月29日厚生労働省告示第103号改正」別表の介護給付費等単位数表により算定する単位数に「厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）」を乗じて得た額となる。
- 具体的には、単位数に10円を乗じて得た額（基準該当居宅介護、基準該当重度訪問介護、基準該当同行援護、基準該当行動援護については8.5円を乗じて得た額）にサービス提供事業所が所在する地域区分に応じた割合を乗じて得た額、療養介護については、単位数に10円を乗じて得た額となる。
- 地域区分については、平成26年4月1日時点で、岡山市が「17級地」、それ以外は「その他」となる。（岡山市は、平成27年度は「6級地」となるが、この間の下記の一単位の単価は変わらない。）

「17級地」の単価（厚生労働大臣が定める一単位の単価）

共同生活援助：1000分の1024

施設入所支援：1000分の1020

就労継続支援A型・B型：1000分の1017

上記以外：1000分の1018 ※療養介護は1000分の1000

※「その他」はすべて1000分の1000

○加算の算定期期

- 届出に係る加算等(算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。)については、利用者や指定特定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとなる。

※平成19年10月からインターネット請求に変わったことに伴い、県においては、各事業所の加算情報を国保連合会へ報告することとなり、県の事業者台帳と事業者の請求情報、市町村の受給者台帳の突合が行われるので、届出については厳重に行うようお願いしたい。

○事後調査等で届出時点において要件に合致していないことが判明した場合の取扱い

- 事後調査等により、届出時点において要件に合致していないことが判明し、所要の指導の上、なお改善が見られない場合は、当該届出は無効となるものであること。この場合、当該届出に関してそれまで受領していた介護給付費又は訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)は不当利得になるので返還措置を講ずることは当然であるが、不正・不当な届出をした指定障害福祉サービス事業者等に対しては、厳正な指導を行い、不正・不当な届出が繰り返し行われるなど悪質な場合には、指定の取消しをもって対処することになる。
- また、改善が見られた場合においても、要件に合致するに至るまでは、当該加算等は算定しないことはもちろん、要件に合致していないことが判明した時点までに当該加算等が算定されていた場合は、不当利得になるので返還措置を講ずることとなる。

※請求における計算ミス等単純なものについては、過誤請求の手続となるため、あらかじめ市町村へ過誤申立ての連絡をした上で手続を行うこと。

○加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

- 指定障害福祉サービス事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届け出ること。
なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日(居宅介護サービス費、重度訪問介護サービス費、同行援護サービス費、行動援護サービス費における特定事業所加算については事実が発生した日の属する月の翌月の初日)から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において届出を行わず、当該加算について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処することとなる。

○利用者に対する利用料の過払い分の返還

- 不当利得分を市町村へ返還することとなった指定障害福祉サービス事業所等においては、市町村への返還と同時に、返還の対象となった介護給付費等に係る利用者が支払った利用料の過払い分を、それぞれの利用者に返還金に係る計算書を付して返還すること。その場合、返還に当たっては利用者から受領書を受け取り、当該指定障害福祉サービス事業所等において保存しておくこと。

○算定上における端数処理について

■ 単位数算定の際の端数処理

単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算(何らかの割合を乗ずる計算に限る)を行う度に、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行う。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算となる。

※サービスコードについては、加算等を加えて一体型の合成コードとして作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数(整数値)である。

(例) 居宅介護(身体介護30分未満で255単位) *H26単価

- 3級ヘルパーの場合 所定単位数の70%
 $255 \times 0.70 = 178.5 \rightarrow 179$ 単位
- 3級ヘルパーで夜間又は早朝の場合
 $179 \times 1.25 = 223.75 \rightarrow 224$ 単位

※ $255 \times 0.70 \times 1.25 = 223.125$ として四捨五入するのではない。

■ 金額換算の際の端数処理

算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満(小数点以下)の端数については、「切り捨て」とする。

(例) 前記の事例で、このサービスを月に5回提供した場合(地域区分は17級地)

- 224 単位 \times 5回 = $1,120$ 単位
- $1,120$ 単位 \times 10.18円/単位 = $11,401.6$ 円 \rightarrow 11,401円

○障害福祉サービス種類相互の算定関係について

- 介護給付費等については、同一時間帯に複数の障害福祉サービスに係る報酬を算定できないものであること。例えば、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型(以下「日中活動サービス」という。)を受けている時間帯に本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについては、本来、居宅介護の家事援助として行う場合は、本人の安否確認、健康チェック等も併せて行うべきであることから、居宅介護(家事援助が中心の場合)の所定単位数は算定できない。一方、日中活動サービスを受けていない時間帯においては居宅介護の所定単位数を算定することができる。
- また、日中活動サービスの報酬については、1日当たりの支援に係る費用を包括的に評価していることから、日中活動サービスの報酬を算定した場合(指定宿泊型自立訓練(指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。)を算定した場合を除く。)には、同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できない。

○居宅介護

ア サービスの内容(法第5条第2項)

障害者等につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

イ 対象者

障害支援区分が区分1以上(障害児にあってはこれに相当する支援の度合)である者

ただし、通院等介助(身体介護を伴う場合)を算定する場合にあっては、下記のいずれにも該当する者

- ① 障害支援区分が区分2以上に該当していること。
- ② 障害支援区分の認定調査項目のうち、それぞれ(ア)から(オ)までに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。
 - (ア)「歩行」 「全面的な支援が必要」
 - (イ)「移乗」 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
 - (ウ)「移動」 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
 - (エ)「排尿」 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
 - (オ)「排便」 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

○居宅介護の所要時間

居宅介護の報酬単価は、短時間に集中して支援を行う業務形態を踏まえて、短時間サービスが高い設定となっているが、これは、1日に短時間の訪問を複数回行うことにより、利用者の生活パターンに合わせて居宅介護を行うためである。

- ◆ 1日に居宅介護を複数回算定する場合は、概ね2時間以上の間隔を空けなければならない。

身体介護→家事援助→身体介護と連続して算定することは、別のサービスと組み合わせて高い単価を複数回算定することとなり、単価設定の趣旨と異なる不適切な運用である。この場合、前後の身体介護を1回として算定する。

【別のサービス類型を使う場合は、間隔が2時間未満もあり得る。】

身体状況等により短時間の間隔で短時間の滞在により複数回の訪問を行わなければならない場合や、別の事業者の提供する居宅介護との間隔が2時間未満である場合は算定できる。

- ◆ 1人の利用者に対して複数のヘルパーが交代して居宅介護を行った場合、1回の居宅介護として算定する。
- ◆ 「所要時間30分未満の場合」の所要時間は20分程度以上とする。
所要時間には介護の準備に要した時間等は含まない。

○身体介護

◆ 身体介護のサービス内容

居宅における身体介護は、具体的には入浴、排泄、食事等の介護をいう。

○家事援助

◆ 家事援助のサービス内容

調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生じる利用者に対して行われるものをいう。

利用者に対して行われるものであるため、同居家族への家事の援助はできない。(たとえば、掃除であれば本人の居室のみが範囲となり、洗濯や調理についても本人の分のみが対象となる。)

◆ 同居家族がいる場合の家事援助のサービスの提供

その家族が障害、疾病等で家事をすることが困難な場合に利用することが可能。(障害、疾病がない場合であっても、同様のやむをえない事情により、家事が困難な場合を含む。)

具体的な運用については、一律の基準で判断を行うものではなく、個々の事情に応じ、市町村等の判断によるべきものであること。

◆ 利用者が不在の間の家事援助

家事援助の場合であっても基本サービスとして、本人の健康チェックや相談援助を行うことを含むものであり、本人が不在の場合には、この様な基本サービスが提供されないことから、報酬算定は不可。日中系サービスと同時間の算定についても上記のことから算定できない。

○通院等介助（通院等乗降介助）

■ 通院等介助（通院等乗降介助）

居宅介護対象者に係る病院への通院等のための移動介助又は官公署での公的手続若しくは自立支援法に基づくサービスを受けるための相談に係る移動介助を提供すること。

※ 「通院等」の範囲

- ① 病院等に通院する場合
- ② 官公署・指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所に公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために訪れる場合
- ③ 指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所における相談の結果、見学のために紹介された指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合

Check!!

☆ 通院等介助の取扱いについては、関係通知を参照のこと。

◇ 平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて

（平成20年4月25日 障障発第0425001号 厚生労働省社会・援護局障害福祉課長通知）

○通院等乗降介助①

◆ 通院等乗降介助のサービス内容

通院等乗降介助とは、ヘルパーが、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」に加えて、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」を行うか、又は、「通院先での受診等の手続き、移動等の介助」を行うサービス。時間数ではなく回数での決定となる(片道1回)。

◆ 留意点

① 道路運送法など他の法令等に抵触しないようにすること。

(平成18年9月 国土交通省自動車交通局旅客課・厚生労働省老健局振興課・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課通知 抜粋)

1. 訪問介護について

- ① 訪問介護事業者等が行う要介護者等の輸送については、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条又は第43条の事業許可(一般又は特定)によることを原則とする。
- ② NPO法人その他道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第48条に定める法人等は、一定の手続き、条件の下で、道路運送法第79条に基づく登録を受けることができる。
- ③ 訪問介護員等が自己の車両で要介護者等を有償で運送する場合については、一定の手続き、条件の下で、道路運送法第78条第3号に基づく許可を受けることができる。
- ④ 訪問介護サービス等に連続して移送を行う場合は、道路運送法上の許可又は登録を求めるとし、これらを受けずに運送を行う訪問介護事業所については、介護報酬の対象としないものとする。

なお、障害者(児)福祉サービスに係る自家用自動車を使用した有償旅客運送についても、上記①～④の方針に沿って具体的な取扱いを行うものとする。

○通院等乗降介助②

◆ 留意点(つづき)

- ② 運転時間中は算定対象とならない。
- ③ 片道につき所定単位数を算定する。
- ④ 乗車と降車のそれぞれについて区分して算定することはできない。
- ⑤ 複数の利用者に「通院等乗降介助」を行った場合で、乗降時に1人の利用者に対して1対1で行う場合には、それぞれ算定できる。なお、効率的なサービスの観点から移送時間を極小化すること。
- ⑥ サービスについて、「自らの運転する車両への乗降の介助」、「乗降前後の屋内外での移動等の介助」、「通院先での受診等の手続、移動等の介助」を行わない場合は、算定対象とならない。

例： 利用者の日常生活動作能力等の向上のため、移動時、転倒しないように側について歩き、介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る場合 ⇒ 算定対象、乗降時に車両内から見守るのみ ⇒ 算定対象外

- ⑦ 「通院等乗降介助」は、「自らの運転する車両への乗降の介助」、「乗降前後の屋内外での移動等の介助」「通院先での受診等手続、移動等の介助」を一連のサービス行為として含むもので、それぞれの行為によって細かく区分して「通院等乗降介助」又は「通院等介助」として算定できない。

例：通院等に伴い関連して行われる、居室内での「声かけ・説明」・「病院等に行くための準備」や通院先等での「院内の移動等の介助」は、「通院等乗降介助」に含まれるため、「通院等介助」は別には算定できない。))

○通院等乗降介助③

◆ 留意点(つづき)

- ⑧ 同一の事業所で、1人の利用者に対して複数のヘルパーが交代して「通院等乗降介助」を行った場合も、1回の派遣とし、ヘルパーごとに分けて算定はできない。
- ⑨ 「通院等乗降介助」を算定するに当たっては、生活全般の解決すべき課題に対応したサービス内容の一つとして、総合的な援助の一環としてあらかじめ居宅介護計画に位置付けられている必要がある。

◆ 「通院等乗降介助」と「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の区分

「通院等乗降介助」の前後に連続して、20分～30分程度以上の身体介護を行う場合、所要時間に応じた「通院等介助(身体介護を伴う場合)」を算定できる。この場合、「通院等乗降介助」は算定できない。

例：(乗車の介助の前に連続して)寝たきりの利用者の更衣介助や排泄介助をした後、ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押して自動車へ移動介助する場合。

◆ 「通院等乗降介助」等と「身体介護中心型」の区分

「通院等乗降介助」又は「通院等介助(身体介護を伴う場合)」を行う前後において、外出に直接関連しない身体介護に30分～1時間以上を要しかつ身体介護が中心である場合には、これらを通算した所要時間に応じた「身体介護中心型」の所定単位数を算定できる。

この場合には、「通院等乗降介助」、「通院等介助(身体介護を伴う場合)」は算定できない。なお、この取扱いは、「通院等介助(身体介護を伴わない場合)」の対象者には適用しない。

○ヘルパー種別による報酬算定の扱い①

- ◆ 重度訪問介護研修修了者は、重度訪問介護に従事することを目的として養成されるため、早朝・深夜帯や年末年始などにおいて、一時的に人材確保の観点から市町村がやむを得ないと認める場合に限るものとする。

- ◆ 居宅介護計画で派遣予定のヘルパーの種別とは異なる種別のヘルパーにより居宅介護が行われた場合の取扱い
 - ー「身体介護中心型」又は「通院等介助(身体介護を伴う場合)」ー
 - ア 計画上1・2級ヘルパー等の派遣予定から事情によりそれ以外のヘルパーが派遣される場合
 - ⇒ 実際に派遣されたヘルパーの資格に応じた単位数により算定
 - イ 計画上3級ヘルパー等又は旧外出介護研修修了者の派遣予定から事情によりそれ以外のヘルパーが派遣される場合
 - (i) 1・2級ヘルパー等が派遣される場合
 - ⇒ 当初計画のヘルパーの資格に応じた単位数により算定
 - (ii) 重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合
 - ⇒ 実際に派遣されたヘルパーの資格に応じた単位数により算定
 - ウ 計画上重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援経験を有する者の派遣予定から、事情によりそれ以外のヘルパーが派遣される場合
 - ⇒ 当初計画のヘルパーの資格に応じた単位数により算定

○ヘルパー種別による報酬算定の扱い②

- 「家事援助中心型」、「通院等介助(身体介護を伴わない場合)」又は「通院等乗降介助」
 - ア 計画上1・2級ヘルパー等の派遣予定から事情によりそれ以外のヘルパーが派遣される場合
 - ⇒ 実際に派遣されたヘルパーの資格に応じた単位数により算定
 - イ 計画上3級ヘルパー等(重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者)の派遣予定から、事情によりそれ以外のヘルパーが派遣される場合
 - ⇒ 当初計画のヘルパーの資格に応じた単位数により算定

○ 2人のヘルパーによる介護

◆ 受給者証の確認

市町村は、支給決定時においてヘルパーの2人派遣が必要であることについて承認した上、受給者証に「2人介護可」と記載する。

⇒ 事業者において確認すること。

◆ 報酬算定の要件

2人の従業者により居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を行うことについて利用者の同意を得ている場合であって、次の①から③までのいずれかに該当する場合とする。

- ① 障害者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合
- ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③ その他障害者等の状況等から判断して、①又は②に準ずると認められる場合

例:「体重が重い利用者に入浴介助等の重介護をする場合」

「エレベーターのない建物の2階以上の居室から歩行困難な利用者を外出させる場合」等

注)単に安全確保のために2人ヘルパーでサービスを行った場合は、利用者側の希望により同意を得て行った場合を除き、適用しない。

○早朝、夜間、深夜等の居宅介護の取扱い

- ◆ 原則として、実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準により算定するが、基準額の最小単位(最初の30分とする。)までは、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定する(サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が15分未満である場合には、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定)
- ◆ 基準額の最小単位以降の30分単位の中で時間帯をまたがる場合
⇒ 当該30分の開始時刻が属する時間帯により算定する(当該30分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が15分未満である場合には、当該30分のうち、多くの時間帯の算定基準により算定)
- ◆ 「通院等乗降介助」については、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定する(サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間(運転時間を除く。)が15分未満である場合、多くの時間(運転時間を除く。)を占める時間帯の算定基準により算定する)
- ◆ 土日祝日等を想定した加算はない。

○利用者負担上限額管理加算①

◆ 利用者負担上限管理者は以下の順序により決定。

① 居住系サービス利用者

指定療養介護事業所、指定障害者支援施設、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び精神障害者退院支援施設利用者に限る。)、指定就労移行支援事業所(精神障害者退院支援施設利用者に限る。)又は指定共同生活援助事業所(体験利用の場合を除く)が上限額管理を行う。

② 計画相談支援給付費支給対象者のうち継続サービス利用支援における厚生労働省令で定める期間が「毎月ごと」である者(①に該当する者を除く)

指定特定相談支援事業所が上限額管理を行う。なお、当該者以外の者については、指定特定相談事業者は上限管理を行わないこととする。

③ 日中活動系サービス利用者(①②に該当する者を除く)

指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所又は指定就労継続支援B型事業所が上限額管理を行う。当該区分において当該上限額管理対象者にサービスを提供する事業所が複数存在する場合は、原則として契約日数の多い事業所とする。

④ 訪問系サービス利用者(①から③に該当する者を除く)

指定居宅介護事業所、指定重度訪問介護事業所、指定同行援護事業所、指定行動援護事業所又は指定重度障害者等包括支援事業所が上限額管理を行う。当該区分において当該上限額管理対象者にサービスを提供する事業所が複数存在する場合は、以下の優先順位で上限額管理者となるものとするが、最も高い順位に複数の事業所が存在する場合は、原則として当該支給決定障害者等との契約時間数が多い事業所とする。

ア対象者に同一事業所番号で複数の訪問系サービスを提供する指定事業所
イ指定重度訪問介護事業所 ウ指定居宅介護事業所 エ指定同行援護事業所
オ指定行動援護事業所

⑤ 短期入所サービス利用者(①から④に該当する者を除く)

複数の短期入所事業所を利用している場合にあっては、当該月において当該上限額管理対象者に原則として最後に指定短期入所サービスを提供した事業所が上限額管理を行う。

※①②は、支給決定障害者の依頼に基づくことなく、上限管理者となる。

○利用者負担上限額管理加算②

◆利用者負担上限管理者は以下の順序により決定。(つづき)

⑥共同生活援助サービスの体験利用者

複数の共同生活援助事業所を体験利用している場合にあっては、当該月において当該上限額管理対象者に原則として最後に指定共同生活援助サービスを提供した事業所が上限額管理を行う。

- ※ 基準該当事業所は、運用により上限額管理を行った場合でも、加算を算定することはできない。
- ※ 月途中における施設や共同生活援助を行う共同生活住居への入退所(居)など、月途中で上限額管理者となる者が変わる場合は、原則として、月末時点において上限額管理者となる者が上限額管理を行うものとする。ただし、月後半に施設を退所した場合など、異動の時点や態様によっては、異動前の上限額管理者が当該月の上限額管理を行った方が事務処理上円滑な場合も想定されるため、そのような場合は、異動前の上限額管理者が上限額管理を行うこととして差し支えない(この場合の依頼変更届は翌月からの変更として届出を行う。)
- ※ 重度障害者等包括支援の利用者については、基本的には同一月においてサービス提供を受けるのは一の事業所に限られるため、上限額管理を要するのは、月の中途にサービスの利用を開始又は終了した場合で、当該月において他の障害福祉サービス(事業所番号が異なる事業所から提供されるものに限る。)を利用したとき、又は月の中途に契約事業者を変えたときに限られる。
- ※ 療養介護の利用者についても、基本的には一の事業所からサービス提供を受けるため、上限額管理を要するのは、月の中途にサービスの利用を開始又は終了した場合で、当該月において他の障害福祉サービス(事業所番号が異なる事業所から提供されるものに限る。)を利用したとき、月の中途に利用施設を変えたとき、又は一時帰宅中に居宅介護等を利用した場合に限られる。
- ※ 指定一般相談支援事業所は、上限額管理を行わない(地域相談支援のみの利用者については、利用者負担がないことから、上限額管理業務は発生しない。)

◆加算算定の可否

- ① 上限額管理事業所のみを利用し、他の事業所の利用がない月:
上限額に達しているか否かにかかわらず、算定不可。
- ② 上限額管理事業所及び他事業所を利用した月: 上限額に達しているか否かにかかわらず、算定可。
- ③ 上限額管理事業所の利用がなく、他の事業所のみを利用した月:
上限額に達しているか否かにかかわらず、算定可。

○各種加算（居宅介護）

○特定事業所加算（※平成27年度報酬改定(案)により加算Ⅳ(所定単位数の5%加算)が新設)
良質な人材確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じて加算。

(Ⅰ) 下記①～③のすべてに適合 … 所定単位数の20%を加算

(Ⅱ) 下記①及び②に適合 … 所定単位数の10%を加算

(Ⅲ) 下記①及び③に適合 … 所定単位数の10%を加算

※①: サービス提供体制の整備(研修の計画的実施、情報の的確な伝達等)

②: 良質な人材の確保(介護福祉士の割合が30%以上等)

③: 重度障害者への対応(区分5以上の利用者が30%以上及び喀痰吸引等を必要とする者が30%以上)

○特別地域加算 所定単位数の15%を加算

中山間地域等に居住している者に対してサービスの提供が行われた場合に加算。

○緊急時対応加算 100単位/回(月2回まで)

居宅介護計画に位置付けられていない居宅介護を、利用者等の要請を受けてから24時間以内に行った場合に加算。

○初回加算 200単位/月

新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者がサービスを提供した場合や同行した場合、初回について加算。

※平成27年度報酬改定(案)

福祉専門職員等連携加算(仮称)【新設】

精神障害者等の特性に精通する専門職と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合に新たに加算により評価: 初回サービスから90日間、3回を限度。

○各種加算（居宅介護）

○喀痰吸引等支援体制加算 100単位／日

特定事業所加算（Ⅰ）を算定していない事業所において、介護職員等がたんの吸引等を実施した場合に加算

○福祉・介護職員処遇改善加算

	加算	要件
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位の12.3%を加算	加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、「キャリアパス要件」及び「定量的要件」を満たす場合
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	「福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」の90/100を加算	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の算定要件のうち「キャリアパス要件」または「定量的要件」のいずれかを満たす場合
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	「福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」の80/100を加算	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の算定要件のうち「キャリアパス要件」または「定量的要件」のいずれも満たさない場合

※平成27年度報酬改定（案）により内容変更予定

○福祉・介護職員処遇改善特別加算

福祉・介護職員を中心として従業者の処遇改善が図られていること（「キャリアパス要件」及び「定量的要件」は問わない）

所定単位の4.1%を加算

特別地域加算

- 別に厚生労働大臣が定める地域※に居住している利用者に対して、指定居宅介護事業所等の居宅介護従業者が指定居宅介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※ 厚生労働大臣が定める地域(平成21年厚生労働省告示第176号)

次の各号のいずれかに該当する地域とする。

- 一 離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 二 奄美群島振興開発特別措置法に規定する奄美群島
- 三 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯
- 四 辺地に係る公共的施設との総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項に規定する辺地
- 五 山村振興法第7条第1項の規定により指定された振興山村
- 六 小笠原諸島振興開発特別措置法に規定する小笠原諸島
- 七 半島振興法の規定により指定された半島振興対策実施地域
- 八 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項に規定する特定農山村地域
- 九 過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域
- 十 沖縄振興特別措置法に規定する離島

介護保険制度においては、厚生労働大臣が定める地域に所在する事業者がサービス提供を行った場合に算定されるものであり、他地域に所在する事業者が、厚生労働大臣が定める地域においてサービス提供を行った場合には算定することができないので、注意が必要です。(他にも障害者自立支援法との若干の相違があるので注意が必要。)

特定事業所加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)

	基 準	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
(1)	当該指定居宅介護事業所等のすべての居宅介護従業者(登録型の居宅介護従業者(あらかじめ指定居宅介護事業所に登録し、当該事業所から指示があった場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居宅を訪問し、指定居宅介護を行う居宅介護従業者をいう。)を含む。以下同じ。)に対し、居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。	○	○	○
(2)	次に掲げる基準に従い、指定居宅介護が行われていること。 (一)利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定居宅介護事業所における居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的で開催すること。 (二)指定居宅介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する居宅介護従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する居宅介護従業者から適宜報告を受けること。	○	○	○
(3)	当該指定居宅介護事業所のすべての居宅介護従業者に対し、健康診断等を定期的実施すること。	○	○	○
(4)	指定障害福祉サービス基準第31条第6号に掲げる緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。	○	○	○
(5)	当該指定居宅介護事業所の新規に採用したすべての居宅介護従業者に対し、熟練した居宅介護従業者の同行による研修を実施していること。	○	○	○
(6)	当該指定居宅介護事業所の居宅介護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上若しくは指定居宅介護等従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が100分の50以上又は前年度若しくは算定日が属する月の前3月間における指定居宅介護のサービス提供時間のうち常勤の居宅介護従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40以上であること。	○	△	
(7)	当該指定居宅介護事業所のすべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者であること。	○	△	
(8)	指定障害福祉サービス基準第5条第2項の規定により1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあつては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること。	○		
(9)	前年度又は算定日が属する月の前3月間における指定居宅介護の利用者の総数のうち障害支援区分5以上である者及び喀痰吸引を必要とする者の占める割合が100分の30以上であること。	○	26	○

○重度訪問介護

ア サービスの内容(法第5条第3項)

重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。

イ 対象者

障害支援区分が区分4以上であって、下記のいずれにも該当する者

- ① 二肢以上に麻痺等があること
- ② 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること

※ ただし、平成18年9月末日現在において日常生活支援の支給決定を受けていた者についての経過措置が設けられている。

なお、重度訪問介護サービス費の加算対象者については、それぞれ下記の要件を満たす者とする。

- ① 100分の7.5 区分6に該当する者

※H27報酬改定(案)で改定見込 100分の7.5→100分の8.5

- ② 100分の15 重度障害者等包括支援

○重度訪問介護サービス費の算定について①

- ◆ 重度訪問介護にかかる報酬は、事業者が作成した重度訪問介護計画に基づいて行われるべき指定重度訪問介護等に要する時間により算定されること。
- ◆ 重度訪問介護計画の作成については、支給量が30分単位で決定されること、報酬が1日分の所要時間を通算して算定されることを踏まえ、決定時間数が有効に活用されるよう、利用者の希望等を十分に踏まえることが重要である。

◆ 重度訪問介護と居宅介護の併給関係

重度訪問介護とは、日常生活全般に常時の支援を要する重度の肢体不自由者に対して、身体介護、家事援助、見守り等の支援及び外出時における移動中の介護が比較的長時間にわたり、断続的に提供されるような支援をいう。

身体介護や家事援助等の援助が断続的に行われることを総合的に評価して設定されていることから、同一の事業者がこれに加えて身体介護及び家事援助等の居宅介護サービス費を算定することはできないものである。

ただし、当該者にサービスを提供している事業所が利用者の希望する時間帯にサービスを提供することが困難である場合であって、他の事業者が身体介護等を提供する場合にあっては、この限りでない。

- ◆ 受給者証には、移動介護の支給量は重度訪問介護の内数で記載
- ◆ 重度訪問介護は、3時間を超える支給決定を基本とすることとされているが利用者のキャンセル等により、1事業者における1日の利用が3時間未満である場合についての報酬請求は3時間未満でも可能である。

「所要時間1時間未満の場合」で算定する場合の所要時間は概ね40分以上とする。

○重度訪問介護サービス費の算定について②

- ◆ 同一箇所に長時間滞在しサービスを行うという業務形態を踏まえ、重度訪問介護従業者の1日当たりの費用(人件費及び事業所に係る経費)を勘案し8時間を区切りに単価設定している。8時間を超えるサービスを行う場合は、事業所の管理コストが逓減することを踏まえ、8時間までの報酬単価の95%相当額を算定する。
- ◆ 同一の事業者が、1日に複数回の重度訪問介護を行う場合は、1日分の所要時間を通算して算定する。1日は、0時から24時までを指し、翌日の0時以降のサービス提供分については、所要時間1時間から改めて通算して算定する。
1日の範囲内に複数の事業者が重度訪問介護を行う場合には、それぞれの事業者ごとに1日分の所要時間を通算して算定する。

例：1日に、所要時間7時間30分、7時間30分の2回行う場合

⇒ 通算時間：7時間30分＋7時間30分＝15時間

算定単位：「所要時間12時間以上16時間未満の場合」

- ◆ 1回のサービスが午前0時をまたいで2日にわたり提供される場合、午前0時が属する30分の範囲内における午前0時を超える端数については、1日目の分に含めて算定する。

例：22時45分から6時45分までの8時間の連続するサービス

⇒ 22時45分から0時15分までの時間帯(1日目分)の算定：1時間30分として算定

0時15分から6時45分までの時間帯(2日目分)の算定：6時間30分として算定

- ◆ 通勤・通学などの「経済活動に係る外出」「通年かつ長期にわたる外出」「社会通念上適当でない外出」は認められない。「通年かつ長期にわたる」に該当するか否かは市町村判断。

○早朝、夜間、深夜等の重度訪問介護の取扱い

- ◆ 早朝、夜間、深夜の重度訪問介護の取扱いについては、原則として、実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準により算定されるものであること。
- ◆ 基準額の最小単位(最初の1時間とする。)までは、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定すること(サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が30分未満である場合には、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定すること。)
- ◆ 基準額の最小単位以降の30分単位の中で時間帯をまたがる場合には、当該30分の開始時刻が属する時間帯により算定すること(当該30分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が15分未満である場合には、当該30分のうち、多くの時間帯の算定基準により算定すること。)

○2人のヘルパーによる介護

- ◆ 居宅介護と同様。

○移動介護加算の取扱い

- ◆ 移動介護を行う場合には、外出の準備、移動中及び移動先における追加的業務が加わることを踏まえ、一定の加算を行うこととしているが、これらの業務は、外出に係る移動時間が長時間になった場合でも大きく変わらないことから、4時間以上実施される場合は一律の評価とするため、1日に、移動介護が4時間以上実施される場合、「所要時間3時間以上の場合」の単位を適用する。
- ◆ 同一の事業者が、1日に複数回の移動介護を行う場合は、1日分の所要時間を通算して算定する。
- ◆ 1日に複数の事業者が移動介護を行う場合は、それぞれの事業者ごとに1日分の所要時間を通算して算定する。

○特に重度の障害者に対する加算の取扱い

- ◆ 重度訪問介護従業者養成研修を修了した者が、加算対象となる重度障害者(著しく重度の者・区分6)に対して重度訪問介護を行う場合は、当該加算対象者に対する緊急時の対応等についての付加的な研修である重度訪問介護従事者養成研修追加課程又は重度訪問介護従業者養成研修統合課程を修了している場合についてのみ所定単位数(15%加算・7.5%加算)が算定できるものとする。

※平成27年度報酬改定(案)

障害支援区分6の者に対する加算

7.5%加算→8.5%加算

○特別地域加算、緊急時対応加算、利用者負担上限額管理加算、初回加算、喀痰吸引等支援体制加算、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算

◆ 居宅介護と同様。

○特定事業所加算

◆ 居宅介護とほぼ同様。

※平成27年度報酬改定(案)

平成27年3月31日までのサービス提供責任者に係る算定要件の経過措置は廃止。なお、重度訪問介護従業者については、新たに実務経験規定(6,000時間以上)を設ける。

※平成27年度報酬改定(案)

○行動障害支援連携加算(仮称)【新設】

サービス提供責任者が支援計画シート等の作成者と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合に新たに加算により評価。

初回サービスが行われた日から起算して30日間、1回を限度に算定。

○同行援護

ア サービスの内容(法第5条第4項)

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を行う。

イ 対象者

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等であって、同行援護アセスメント票において、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者。

なお、身体介護を伴わない場合は障害支援区分の認定を必要としないが、身体介護を伴う場合を算定するには、下記のいずれにも該当する者。

- (1) 区分2以上に該当していること
- (2) 障害支援区分の認定調査項目のうち、次に掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること

「歩行」：「全面的な支援が必要」

「移乗」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

「移動」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

「排尿」：「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

「排便」：「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

○同行援護の所要時間について

- ◆ 1日に同行援護を複数回算定する場合にあっては、概ね2時間以上の間隔を空けなければならないものとする。居宅介護等の別のサービス類型を使う場合は、間隔が2時間未満の場合もあり得るが、短時間のサービスを組み合わせることにより高い単価を複数回算定することは適当ではないことから、同行援護の利用の間隔が2時間未満の場合は、前後の同行援護を1回として算定する。なお、身体の状態等により、やむを得ず短時間の間隔で短時間のサービス提供を行わなければならない場合や、別の事業者の提供する同行援護との間隔が2時間未満である場合はこの限りではない。

○2人のヘルパーによる介助

- ◆ 居宅介護の取扱いを準用する。
例：「体重が重い利用者に排泄介助等を提供する場合」
「エレベーターのない建物の2階以上の居室等から歩行困難な利用者
移動や外出させる場合」等
注)単に安全確保のために2人ヘルパーでサービスを行った場合は、利用者側の希望により同意を得て行った場合を除き、適用しない。

ヘルパーの1人が減算対象ヘルパーである場合の取扱い

2人分をそれぞれ、

減算対象ヘルパー … 減算対象ヘルパーが派遣される場合の単位

それ以外のヘルパー … それ以外の所定単位

と、別に算定すること。

○**特定事業所加算、特別地域加算、緊急時対応加算、初回加算、利用者負担上限額管理加算、喀痰吸引等支援体制加算、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算**

◆ 居宅介護の取扱いを準用する。

※平成27年度報酬改定(案)により特定事業所加算の改定あり。

○**その他**

◆ 同行援護についても、「経済活動に係る外出」や「通年かつ長期にわたる外出」は認められない。

○行動援護

ア サービスの内容(法第5条第5項)

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要する者につき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。

イ 対象者

障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目(12項目)の合計点数が10点以上(障害児にあってはこれに相当する支援の割合)である者。

児童の場合、行動援護の申請があった場合、12項目の調査等を行い、障害者の場合と同様、10点以上が対象となる。(てんかん発作について医師意見書は不要)

○行動援護サービス費の算定について

- ◆ 行動援護で提供されるサービスは、その性格上、一般的に半日の範囲内にとどまると想定されるが、8時間以上実施されるような場合は、「7時間30分以上の場合」の単位を適用する。
- ◆ 行動援護は、主として日中に行われる外出中心のサービスであることから、早朝・夜間・深夜の加算は算定されない。

○ヘルパー種別による報酬算定の扱い

- ◆ 行動援護計画上派遣予定のヘルパー種別とは異なる種別のヘルパーにより行動援護が行われた場合の取扱い
 - ア 計画上、減算対象ヘルパーの派遣予定から事情によりそれ以外のヘルパーが派遣される場合
 - ⇒ 減算対象ヘルパーが派遣される場合の単位数により算定
 - イ 計画上、減算対象ヘルパー以外のヘルパーの派遣予定から事情により、減算対象ヘルパーが派遣される場合
 - ⇒ 減算対象ヘルパーが派遣される場合の単位数により算定

○2人のヘルパーによる介助

- ◆ 居宅介護の取扱いを準用する。

ヘルパーの1人が減算対象ヘルパーである場合の取扱い

2人分をそれぞれ、

減算対象ヘルパー … 減算対象ヘルパーが派遣される場合の単位

それ以外のヘルパー … それ以外の所定単位

と、別に算定すること。

○特定事業所加算、特別地域加算、緊急時対応加算、初回加算、利用者負担上限額管理加算、喀痰吸引等支援体制加算、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算

- ◆ 居宅介護の取扱いを準用する。

※平成27年度報酬改定(案)

○行動障害支援指導連携加算(仮称)【新設】

重度訪問介護に移行する日の属する月につき、1回を限度に算定。

○支援計画シート等が未作成の場合の減算【新設】

「支援計画シート」等の作成を必須化し、作成されていない場合、所定単位数の5%を減算。ただし、平成30年3月31日まで経過措置を設ける。

○特定事業所加算

平成27年3月31日までとされているサービス提供責任者に係る算定要件の経過措置について、廃止する。

○その他

- ◆ 行動援護は、1日1回しか算定できない。
- ◆ 行動援護についても、「経済活動に係る外出」や「通年かつ長期にわたる外出」、「社会通念上適当でない外出」は認められない。

○実地指導における指摘事項

■ 報酬算定にかかる所要時間

- ・居宅介護を行った際、個別支援計画で計画された時間ではなく、実際に要した時間で算定されていた事例が見受けられた。
- ・指定居宅介護を行った場合には、実際に要した時間ではなく、居宅介護計画に位置づけられた内容の指定居宅介護等を行うのに要する標準的な時間に基づき算定されることとされている。
- ・また、当初の居宅介護計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに居宅介護計画の見直し、変更を行うことが必要であるとされている。

■ 各種加算について

- ・初回加算の算定要件として、利用開始月にサービス提供者自身又は同行によりサービスが提供される必要があるため、それが確認できるよう適正に記録を整備すること。
- ・特別地域加算と併せて通常の事業の実施地域を越えた部分の交通費の支払を受けていたが、通常の事業の実施地域を越えた地域であっても交通費の支払を受けることはできない。

電子請求システム

○電子請求システム（支払等システム）について

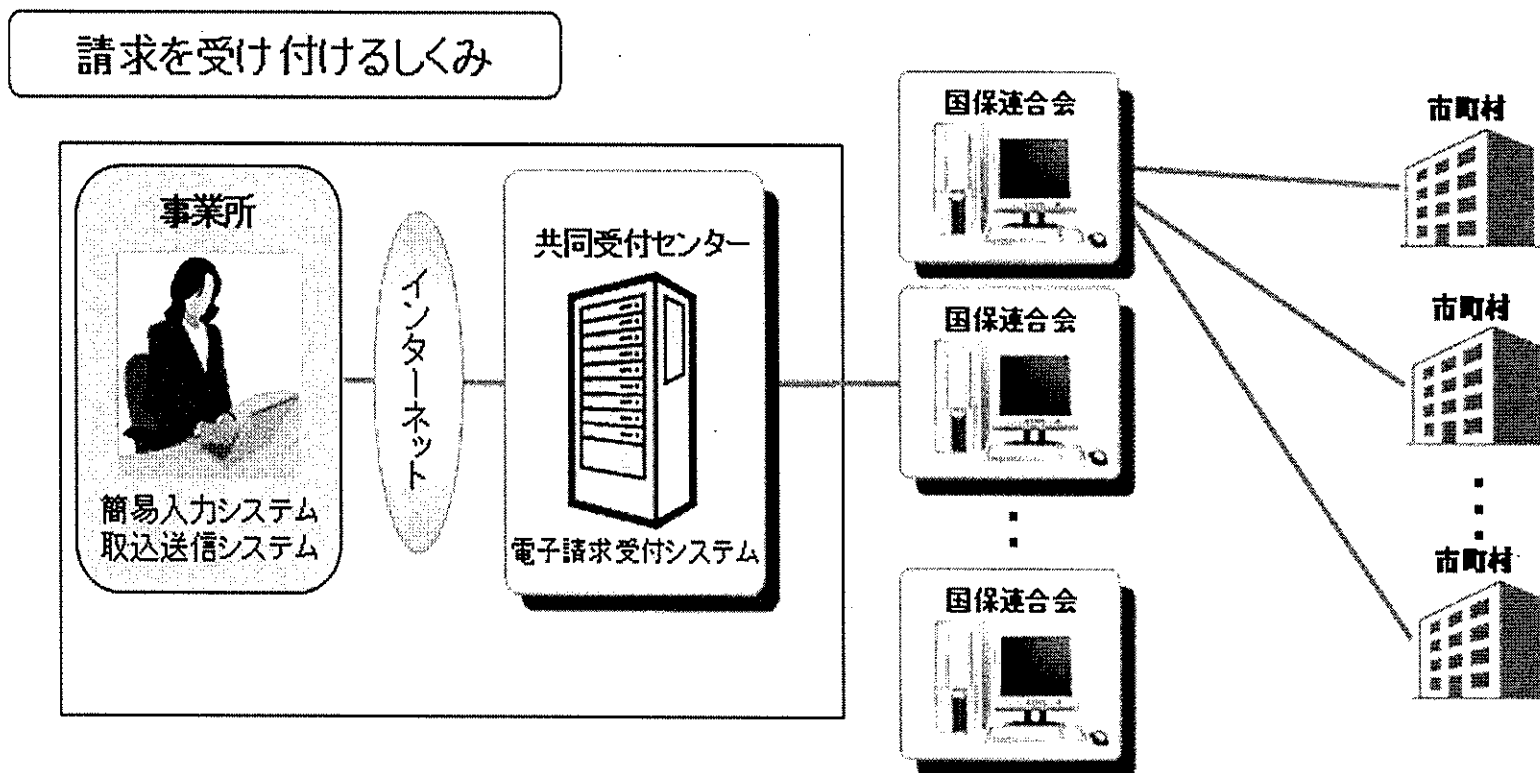
◎インターネット利用による請求

- 請求情報の作成および送信は、簡易入力システムを使用する。

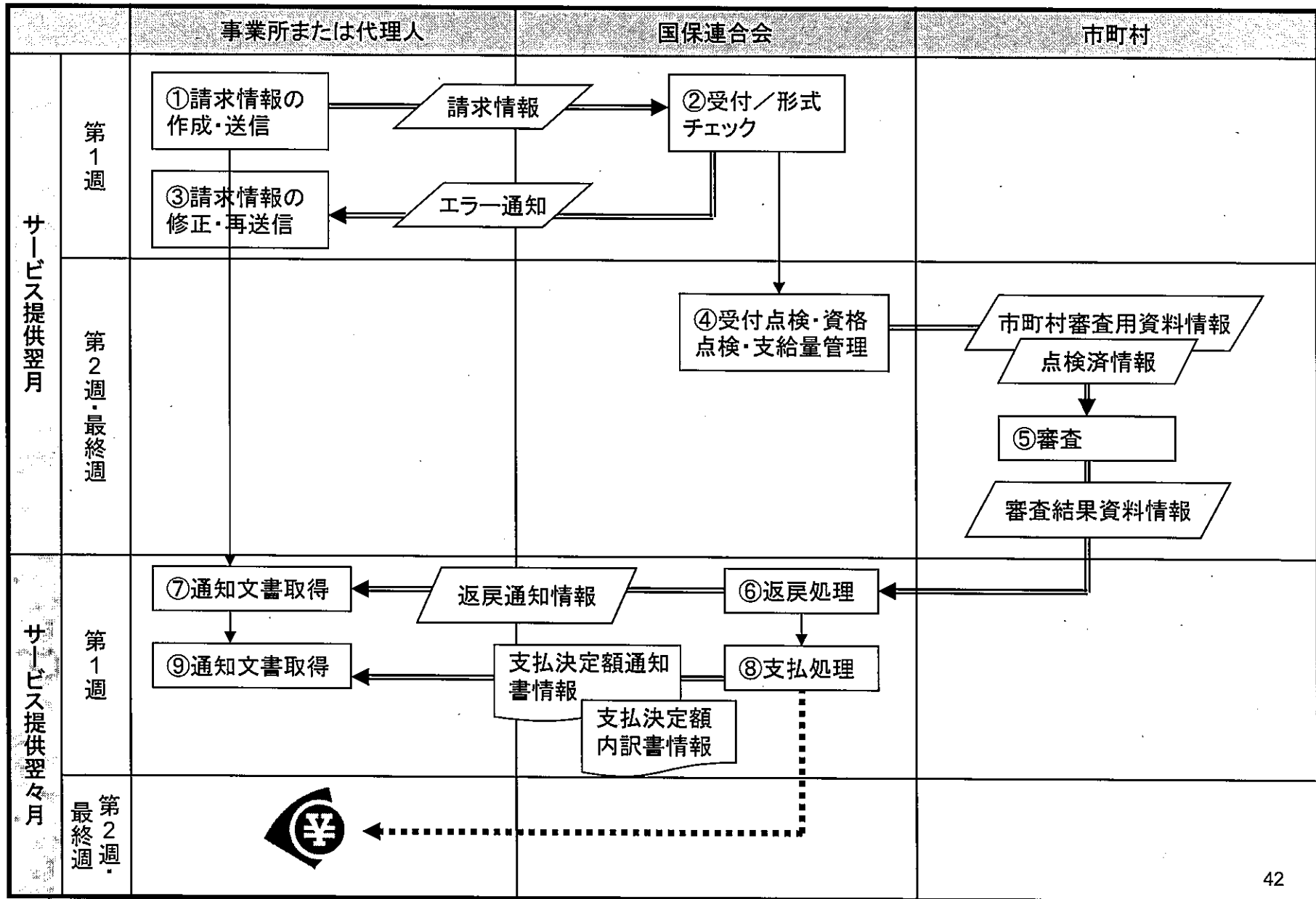
※請求情報の作成は市販の事業所業務管理ソフトウェア(他システム)を使用することもできる。この場合は、他システムで作成した請求情報を取り込み、送信を行う取込送信システムを使用する。

- 事業所がインターネットで送信した請求情報は、電子請求受付システムを経由して国保連合会に送信される。

- 国保連合会では請求情報を処理し、市町村による審査の後、作成された支払額決定通知書等の通知情報(データ/PDF)をインターネットで事業所宛に送信する。



○介護給付費等の請求の流れ



○請求の流れ①

① 請求情報の作成・送信

事業所等は、支給決定者に対してサービスを行った場合、簡易入力システムに請求情報（「表1 提出する請求情報」参照）を入力し、サービス提供翌月の10日までにインターネットにより国保連合会（電子請求受付システム）に送信する。

（表1 提出する請求情報）

請求情報	該当事業所		
	指定サービス事業所	指定相談支援事業所等	基準該当事業所
介護給付費・訓練等給付費等請求書情報	○		
介護給付費・訓練等給付費明細書情報	○		
特例介護給付費・特例訓練等給付費請求書情報			○ ※1
特例介護給付費・特例訓練等給付費明細書情報			○ ※1
計画相談支援給付費等請求書情報		○	
利用者負担上限額管理結果情報	○	○	○ ※1
サービス提供実績記録票情報	○		○ ※1

※1：市町村が国保連合会に委託している場合

○請求の流れ②

② 受付／形式チェック

提出された請求情報については、電子請求受付システムで形式チェックを行い、内容にエラーがあれば到達確認画面にエラー表示される。

③ 請求情報の修正・再送信

形式チェックでエラーとなった情報の確認、誤りを修正した後、国保連(電子請求受付システム)に再送信する。

④ 受付点検・資格点検・支給量点検

国保連は受付点検等を行い、市町村審査用資料及び点検済情報を作成し市町村へ送付。

⑤ 審査

市町村は審査を行い、審査結果を国保連へ送信。

⑥ 返戻処理

市町村の審査結果資料情報により、返戻が発生した場合、事業所等へ返戻通知情報を送信する。(審査月の月末頃に電子請求受付システムの照会一覧画面より確認可能)

⑦ 通知文書取得

国保連(電子請求受付システム)から返戻通知情報を受信(ダウンロード)する。

⑧ 支払処理

市町村の審査結果資料情報に基づき事業所等へ支払決定額通知書情報等を送信。支払決定通知書に基づき、15日に指定口座へ振り込み。(土日祝日の場合は翌営業日)

⑨ 通知文書取得

国保連(電子請求受付システム)から支払決定額通知書情報等を受信(ダウンロード)する。

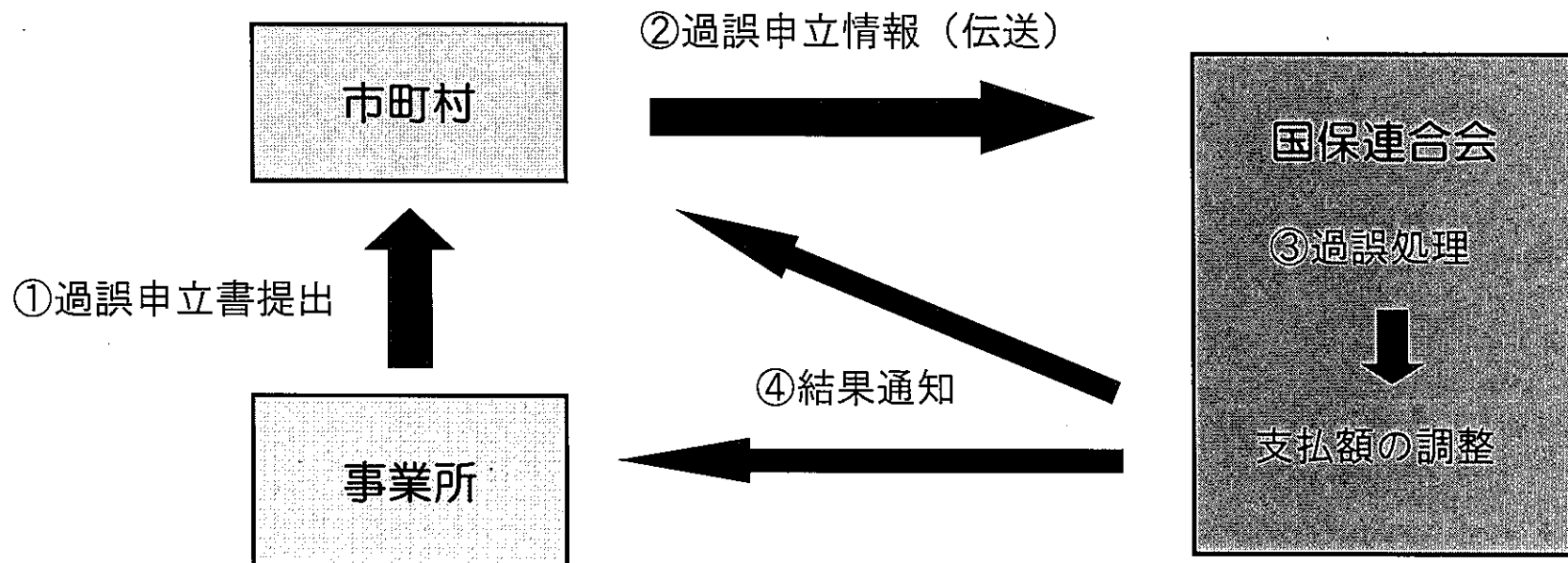
○過誤処理について

- 請求内容の誤りによる返戻であった場合、当該明細書の修正を行い、国保連合会に再請求を行う。(請求明細書の誤りで返戻となり、再請求を行う場合、請求明細書に対応するサービス提供実績記録票も合わせて再提出する必要がある。)

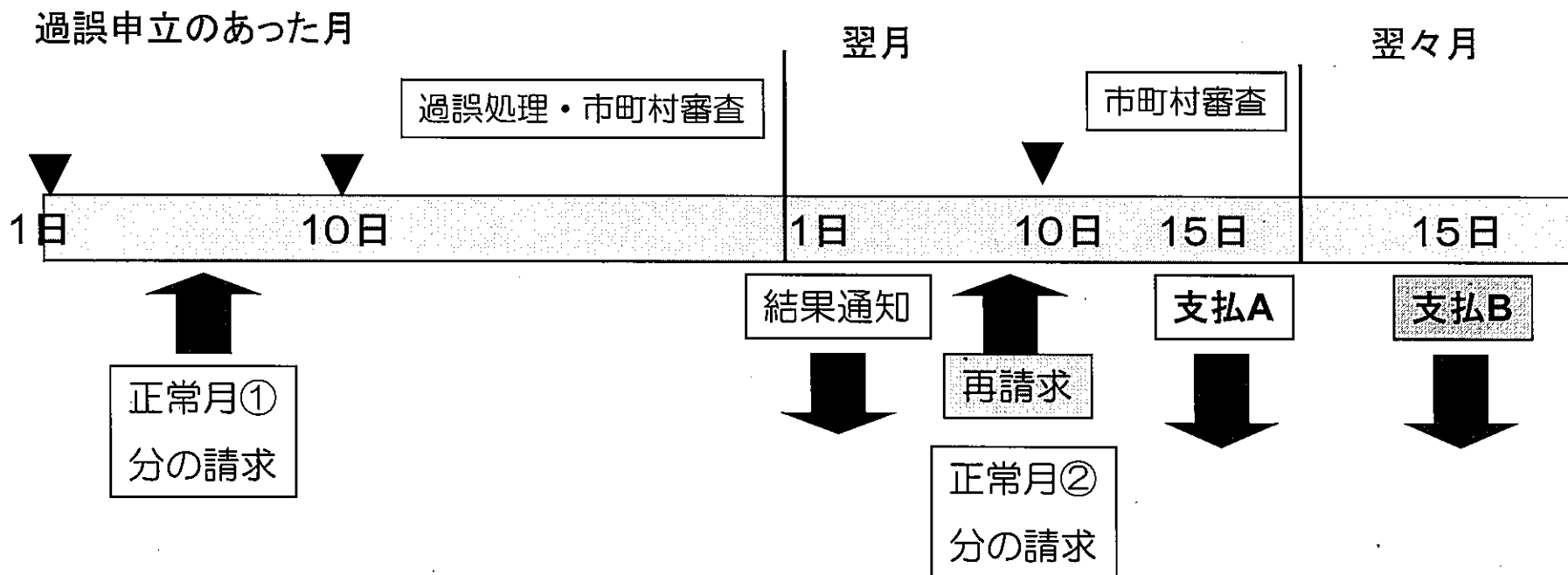
また、市町村から国保連合会に送る台帳の誤りによる返戻の場合、市町村に対し台帳の修正を依頼し、その後、国保連合会に再請求を行う。

- 過誤申し立ての依頼について

事業所等は、請求明細書等の記載誤り等によって、実際のサービス提供実績とは異なる金額の支払いが行われた場合、介護給付費・訓練等給付費の取下げを行う(支払決定済みの請求のみ取り下げ可能)。取り下げを行う場合、市町村にその旨を連絡し、国保連合会に過誤申し立てを行うよう依頼する。



○通常過誤の請求・支払のスケジュール



※支払A……正常月①分の支払から過誤処理分を差引いた金額が支払われる。

※支払B……正常月②分と再請求分を足した金額が支払われる。

このほかに、請求額より過誤額が多い等、市町村の判断により同月過誤（正常月分と再請求分の合計金額から過誤処理分を差引いた金額を支払う。）を行うことができます。

【支払等システムに関する問い合わせ先】

岡山県国民健康保険団体連合会 介護保険課 障害者総合支援班

TEL：086-223-9110

<受付時間>

平日 8:30~17:15 (12:00~13:00は除く)

※請求時の「エラー」及び「警告」発生減少のため、適正な算定及び請求手続をお願いします。

**必ず読んで
おくべき通知**

○関係通知等

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

適正な報酬算定及び請求に努めていただくようお願いします。

案

事務連絡
平成27年4月 日

指定障害福祉サービス事業所 管理者 殿
指定障害者支援施設 管理者 殿

岡山県保健福祉部障害福祉課

平成27年度介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書の提出について

このことについて、障害者総合支援法における介護給付費等の算定に当たり、「平成18年9月29日厚生労働省告示第523号」の規定等に基づき、「介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出書」をあらかじめ都道府県知事に届け出ることとなっています。

平成27年度においては、同告示の改正がありましたので、これを踏まえて、本届出書について次のとおり取り扱うこととします。

なお、4月サービス提供分に係る加算の適用については、4月30日(木)までに提出を受けたものは4月1日に遡って算定可としますが、4月15日(水)を過ぎて提出を受けたものについては、原則として過誤調整により6月請求分での対応としますので、極力15日までに提出くださるようお願いいたします。

記

1 提出の必要がある届出

- ①【送迎加算】・・・新たに加算Ⅰが創設されたことに伴い、継続及び新規の算定を希望する事業所においては全て。
- ②【福祉専門職員等配置加算】・・・新たに加算Ⅰが創設されたことに伴い、継続及び新規の算定を希望する事業所においては全て。
- ③【福祉・介護職員処遇改善改善(特別)加算】・・・本加算の届出は毎年度行うこととされているため、継続及び新規の算定を希望する事業所においては全て。(※例年、前年度の2月末が提出期限とされているが、平成27年度は制度改正があったため、期限を変更)
- ④【夜間支援体制加算Ⅰ・Ⅱ】・・・加算の算定条件に変更があったため、継続及び新規に算定を希望する共同生活援助事業所においては全て。なお、夜間支援体制加算Ⅲの変更はないため、新規に加算を算定する事業所以外は提出不要。
- ⑤【重度障害者支援加算Ⅱ】・・・加算の算定条件に変更があったため、継続及び新規に算定を希望する施設入所支援事業所においては全て。(※平成30年3月31日まで経過措置あり。強度行動障害支援者養成研修を受講する予定の従業者の一覧表、誓約書、夜間の個別支援の状況が分かる勤務形態一覧表を添付のこと。)
- ⑥その他の加算のうち体制届の提出が必要なもの
新たに加算の算定を希望する事業所においては全て。(体制届の提出が必要な加算については、別添「平成27年度の報酬改定に係る障害福祉サービス関係加算等一覧」を参照)

2 提出書類

様式は県障害福祉課ホームページ「障害者総合支援法・児童福祉法」→「事業者の指定申請・変更届・体制届について」に掲載しています。

・介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書（様式第2号）

・介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制状況等一覧表

・誓約書

・各種加算に係る届出書及びその添付資料（該当がある場合のみ）

※ 届出が必要な加算、加算の内容、制度変更等について、別添のとおり一覧を作成していますので、参考にしてください。

3 提出部数

2部（正本1部、副本1部）

4 届出をした加算等の適用

届出をした加算等は報酬改定等制度改正があったことを踏まえ、特例的に平成27年4月サービス提供分から適用とします。

5 提出期限及び提出先

(1) 提出期限：平成27年4月15日(水)

※ 4月30日までに届出を行った場合も、4月1日から算定可能となりますが、5月請求を希望される場合は15日を期限とします。）

(2) 提出先 各事業所を所管する県民局

事業所の所在地	提出先	連絡先
備前県民局管内 (岡山市を除く)	〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17 備前県民局健康福祉課事業者第二班	TEL086-272-3995
備前県民局管内 (倉敷市、新見市を除く)	〒710-8530 倉敷市羽島1083 備前県民局健康福祉課事業者第二班	TEL086-434-7064
美作県民局管内	〒708-0051 津山市権高下114 美作県民局健康福祉課事業者班	TEL0868-23-1291

6 その他

- ・ 人員配置基準の見直しに係る申出書とあわせて提出ください。（該当するサービスの事業者のみ）
- ・ 「目標工賃達成加算（I）・（II）」、「目標工賃達成指導員配置加算」については、「工賃向上計画」の作成が加算算定の条件の一つとなっているため、今回の届出対象の加算から除外します。この2つの加算の取扱いについては、後日、通知します。

・ 5月開始の加算についても、本来の提出期限は4月15日ですが、4月30日までに提出されたものは、受理します。

担当：障害福祉課障害者支援班
TEL：086-2226-7345
FAX：086-224-6520

平成27年度の報酬改定(案)に係る障害福祉サービス関係加算等一覧

- ※1 体制等状況一覧への記入による事前届出が必要な加算については、「体制等状況一覧への記載の有無」の欄に「○」をしています。したがって、「×」としているものについては、事前届出は不要の加算です。
- ※2 「前年度の実績等を届け出ることが条件の加算等」の欄に「○」が入っている加算については、新規・継続ともに4月の別途定める期日までに体制届を提出する必要があります。
- ※3 平成27年4月以降に加算を算定する全ての事業所(平成27年3月現在加算を算定している事業所を含む)について、4月の別途定める期日までに体制届を提出する必要があります。
- ※4 平成27年4月の報酬改定(案)により新設・見直しされる加算のため、4月の別途定める期日までに体制届を提出する必要があります。

提供サービス	加算等名	加算等内容の説明 (H26現在)	H27報酬改定(案)の影響	H27報酬改定(案)	体制等状況一覧への記載の有無 ※1	個別届出書の様式名	前年度の実績等を届け出ることが条件の加算等 ※2	備考
共通	送迎加算	1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合に算定。利用定員が20人未満の事業所においては、平均的に定員の50/100以上が利用している場合に算定。	見直し	都道府県の独自基準による取扱いの廃止。事業所と居宅間の送迎のみから、事業所の最寄り駅や集合場所までの送迎対象を拡大。送迎人数や送迎頻度等の要件を緩和した加算(Ⅱ)(1回の送迎につき、平均10人以上が利用している又は3回以上の送迎を実施している場合に算定)を新設。宿泊型自立訓練に係る本加算は廃止。	○	送迎加算に係る届出書	※3	生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行、就労継続支援(A・B型)
	食事提供体制加算	収入が一定額以下の利用者に対して、事業所が食事を提供した場合に算定	適用期限延長	適用期限をH30.3.31まで延長。加算の単位について見直し。	○	食事提供体制加算に係る届出書		生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行、就労継続支援(A・B型)
	福祉専門職員配置等加算	(Ⅰ)常勤の生活支援員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の資格保有者が25%以上雇用されている事業所 (Ⅱ)常勤生活支援員のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上の事業所	加算(Ⅰ)新設等	加算(Ⅰ)「常勤生活支援員等のうち、社会福祉士等の資格保有者が35%以上雇用されている事業所」を新設し、現行の加算(Ⅰ)、(Ⅱ)をそれぞれ、加算(Ⅱ)、(Ⅲ)へ名称変更。	○	福祉専門職員配置等加算に係る届出書	※3	療養介護、生活介護、共同生活援助、自立訓練、就労移行、就労継続支援(A・B型)
	視覚・聴覚・言語障害者支援体制加算	視覚・聴覚・言語機能に重度の障害がある利用者が一定数以上であって、意思疎通に関し専門性を有する職員が一定数以上配置されている場合に加算	対象拡大	日中活動系サービスのみから、施設入所支援、宿泊型自立訓練及び共同生活援助に算定対象を拡大。	○	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に係る届出書	○	生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続支援(A・B型)、施設入所支援、宿泊型自立訓練、共同生活援助
	定員超過減算	1日あたりの利用者数又は過去3か月間の平均利用人員が基準を超過している場合に減算	-		○	-		療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行、就労継続支援(A・B型)
	職員欠如減算	指定基準に定める人員基準を満たしていない場合に減算	-		○	-		療養介護、生活介護、短期入所、共同生活介護、共同生活援助、自立訓練、就労移行、就労継続支援(A・B型)
	障害福祉サービスの体験利用支援加算	利用者が入所する障害者支援施設等の従事者が、体験利用日の日中に介護等の支援を行った場合や体験利用に係る相談支援事業者との連絡調整等の支援を行った場合には、当該障害者支援施設等の報酬として、日中部分に係る報酬の所定単位数に代えて、算定	-		×	-		療養介護、障害者支援施設(生活介護、自立訓練(生活訓練・機能訓練)、就労移行、就労継続支援(A・B型))
	新体系定着支援事業	新体系移行後の報酬額が旧体系における報酬額の90%を下回る場合に、その差額を助成	-		○	助成額算定シート		療養介護、生活介護、共同生活援助、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(A・B型)
	福祉・介護職員処遇改善加算	{Ⅰ}加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、「キャリアパス要件」及び「定量的要件」を満たす場合、 {Ⅱ}{Ⅰ}の算定要件のうち「キャリアパス要件」または「定量的要件」のいずれかを満たす場合、 {Ⅲ}{Ⅰ}の算定要件のうち「キャリアパス要件」及び「定量的要件」のいずれも満たさない場合に加算	加算(Ⅰ)新設等	加算(Ⅰ)「加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件の全てに適合し、かつ(新)定量的要件に適合すること」を新設し、現行の加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)はそれぞれ加算(Ⅱ)、(Ⅲ)、(Ⅳ)へ名称変更。(新)定量的要件とは、平成27年4月以降実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての全ての職員に周知していること。	○	福祉・介護職員処遇改善(特別)加算届出書	※3	居宅介護、重度訪問介護、同行支援、行動支援、療養介護、生活介護、共同生活援助、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(A・B型)、短期入所、重度障害者等包括支援
	福祉・介護職員処遇改善特別加算	福祉・介護職員を中心として従業者の処遇改善が図られている場合に加算(「キャリアパス要件」及び「定量的要件」は問わない)	-		○			

平成27年度の報酬改定（案）に係る障害福祉サービス関係加算等一覧

- ※1 体制等状況一覧への記入による事前届出が必要な加算については、「体制等状況一覧への記載の有無」の欄に「○」をしています。したがって、「×」としているものについては、事前届出は不要の加算です。
- ※2 「前年度の実績等を届け出ることが条件の加算等」の欄に「○」が入っている加算については、新規・継続ともに4月の別途定める期日までに体制届を提出する必要があります。
- ※3 平成27年4月以降に加算を算定する全ての事業所（平成27年3月現在加算を算定している事業所を含む）について、4月の別途定める期日までに体制届を提出する必要があります。
- ※4 平成27年4月の報酬改定（案）により新設・見直しされる加算のため、4月の別途定める期日までに体制届を提出する必要があります。

提供サービス	加算等名	加算等内容の説明（H26現在）	H27報酬改定（案）の影響	H27報酬改定（案）	体制等状況一覧への記載の有無 ※1	個別届出書の様式名	前年度の実績等を届け出ることが条件の加算等 ※2	備考
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	特定事業所加算	良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じて加算 ①サービス提供体制の整備 ②良質な人材の確保 ③重度障害者への対応	加算（Ⅳ）新設 経過措置の見直し等	加算（Ⅳ）「中重度の利用者を重点的に受け入れるとともに、人員基準を上回る常勤のサービス提供責任者を配置する事業所を評価」を新設。重度訪問介護及び行動援護は、平成27年3月31日までのサービス提供責任者に係る算定要件の経過措置の廃止、重度訪問介護は新たに実務経験6千時間以上の規定を設定。	○		※4（加算（Ⅳ））	加算（Ⅳ）は居宅介護、同行援護、行動援護
	喫煙吸引等支援体制加算	特定事業所加算（Ⅰ）を算定していない事業所において、介護職員等がたんの吸引等を実施した場合の支援体制を評価して算定	-		×	-		
居宅介護	福祉専門職員等連携加算（仮称）		新設	福祉専門職員等との連携を新たに加算により評価、初回サービス開始日から90日間、3回を限度に算定。	×	-		
重度訪問介護	行動障害支援連携加算（仮称）		新設	サービス提供責任者が「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」の作成者と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合、初回サービス開始から30日間、1回を限度に算定。	×	-		
行動援護	行動障害支援指導連携加算（仮称）		新設	支援計画シート等の作成者が重度訪問介護事業所のサービス提供責任者と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合、重度訪問介護に移行する月、1回を限度に算定。	×	-		
	支援計画シート未作成減算		新設	支援計画シート等の作成を必須化するとともに、未作成の場合は所定単位数の5%を減算。平成30年3月31日までの経過措置を設定。	×	-		
療養介護	特例対象	18歳以上の障害児施設入所者への対応として、児童福祉法に基づく指定基準を満たすことをもって、障害者自立支援法に基づく指定基準を満たしているものとみなす特例措置（重症心身障害児施設からの移行）	-		○	-		
	人員配置体制加算	重症心身障害児施設においては、施設の状況に応じた人員配置がなされている実態があることを踏まえ、療養介護のサービス費区分（Ⅰ）（2：1以上）及び区分（Ⅱ）（3：1以上）について、さらにきめ細かく人員体制を評価し、該当する場合には加算	-		○	人員配置体制加算に係る届出書	○	
生活介護	大規模事業所減算	定員81人以上の大規模事業所（複数の単位で運営されており、かつ、生活支援員等の勤務体制が当該単位ごとに明確に区分されている場合にあっては、当該単位ごとの定員が81人以上のものに限る。）については、基本報酬の1000分の991を算定	-		○	-		
	人員配置体制加算	手厚い人員配置体制をとっている事業所によるサービスについて加算	-		○	人員配置体制加算に係る届出書	○	
	リハビリテーション加算	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等が中心となって、利用者ごとのリハビリテーション計画を作成し、個別のリハビリテーションを行う場合に加算	-		○	リハビリテーション加算に係る届出書		
	送迎加算（重度）	送迎利用者のうち、区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者が100分の60以上いる場合に算定	-		○	送迎加算に係る届出書		
	延長支援加算	日額払いの基本的考え方は維持しつつも、利用者個別のニーズに合わせたサービス利用時間に対応するため、通所による利用者に対し、8時間を超える利用を評価	-		○	延長支援加算に係る届出書		
	開所時間減算	開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の20%を減算	見直し	開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の30%を減算。開所時間が4時間以上6時間未満の場合、所定単位数の15%を減算。	×	-		
	医師未配置減算	看護師等により利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じ医療機関への通院等により対応することを前提として医師を配置しない場合	-		○	-		
	常勤看護職員等配置加算（仮称）		新設	看護職員を常勤換算で1以上配置している事業所を評価する加算を新設。	?	?	?	

52

平成27年度の報酬改定(案)に係る障害福祉サービス関係加算等一覧

- ※1 体制等状況一覧への記入による事前届出が必要な加算については、「体制等状況一覧への記載の有無」の欄に「○」をしています。したがって、「×」としているものについては、事前届出は不要の加算です。
- ※2 「前年度の実績等を届け出ることが条件の加算等」の欄に「○」が入っている加算については、新規・継続ともに4月の別途定める期日までに体制届を提出する必要があります。
- ※3 平成27年4月以降に加算を算定する全ての事業所(平成27年3月現在加算を算定している事業所を含む)について、4月の別途定める期日までに体制届を提出する必要があります。
- ※4 平成27年4月の報酬改定(案)により新設・見直しされる加算のため、4月の別途定める期日までに体制届を提出する必要があります。

提供サービス	加算等名	加算等内容の説明 (H26現在)	H 2 7 報酬改定 (案) の影響	H 2 7 報酬改定 (案)	体制等状況一覧への記載の有無 ※1	個別届出書の様式名	前年度の実績等を届け出ることが条件の加算等 ※2	備考
短期入所	医療型特定短期入所サービス費 (N~V)	医療型短期入所における夜間みのニーズへの対応として、医療型短期入所を利用する日に他の日中活動系サービスを利用する場合の報酬区分を創設	-		×	-		福祉型短期入所サービス費(II)、(IV)の医療型版
	単独型加算	障害者支援施設等の入所施設以外の事業所においてサービスを提供した場合に加算	見直し	利用者が日中活動を利用した日(入所日及び退所日を除く)であって、短期入所事業所による支援が18時間を超える場合に現行の単独型加算に追加して加算(100単位/日)。	○	-	※4	
	栄養士配置加算	管理栄養士又は栄養士を1名以上配置し、利用者の栄養管理を適切に行っている場合に加算	-		○	栄養士配置加算に係る届出書		
	特別重度支援加算 (I)	医療ニーズの高い障害児・者に対する計画的な医療的管理や療養上必要な措置を評価する加算を創設 特別重度支援加算 (I) については、超重症児・者又は準超重症児・者に必要な措置を講じた場合に算定	-		×	-		
	特別重度支援加算 (II)	特別重度支援加算 (II) については、超重症児・者又は準超重症児・者以外の医療ニーズの高い障害児・者(例:常時頻回の喀痰吸引を実施している者、呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態の者等)に必要な措置を講じた場合に算定	-		×	-		
	緊急短期入所体制確保加算	利用定員の100分の5に相当する空床を確保し、緊急時に短期入所を提供できる体制を整備しており、かつ過去3か月における利用率が100分の90以上である場合に、利用者全員に対して算定。ただし、連続する3月間において当該加算を算定しなかった場合は、続く3月間は算定しない。	見直し	左記下線部の要件(連続する3月間において加算を算定しなかった場合は、続く3月間は算定しない)を削除。	○	緊急短期入所体制確保加算に係る届出書	(○)	前3月の利用実績を確認
	緊急短期入所受入加算	緊急短期入所体制確保加算を算定している場合であって、指定短期入所を行った日から起算して7日を限度として、当該緊急利用者に対して算定。ただし、連続する3月間において当該加算を算定しなかった場合は、続く3月間は算定しない。	見直し	短期入所を「利用した日から7日を限度として算定」を「利用を開始した日に限り算定」に見直し、左記下線部の要件(連続する3月間において加算を算定しなかった場合は、続く3月間は算定しないこと等)を削除	×	-		
	医療連携体制加算 (I) (II)	医療連携機関等との連携により看護職員が事業所を訪問して利用者に対して、看護を行った場合や介護職員等にたんの吸引等の係る指導を行った場合	見直し	短期入所における支援時間が日中活動系サービスと比較して長いこと等を勘案し、加算単位を引き上げ。	×	-		
重度障害者支援加算	重度障害者等包括支援の対象者に相当する状態にある者に対してサービスを提供した場合	見直し	強度行動障害を有する者に対し、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が支援を行った場合、さらに10単位/日を加算。	×	-			

平成27年度の報酬改定（案）に係る障害福祉サービス関係加算等一覧

- ※1 体制等状況一覧への記入による事前届出が必要な加算については、「体制等状況一覧への記載の有無」の欄に「○」をしています。したがって、「×」としているものについては、事前届出は不要の加算です。
- ※2 「前年度の実績等を届け出ることが条件の加算等」の欄に「○」が入っている加算については、新規・継続ともに4月の別途定める期日までに体制届を提出する必要があります。
- ※3 平成27年4月以降に加算を算定する全ての事業所（平成27年3月現在加算を算定している事業所を含む）について、4月の別途定める期日までに体制届を提出する必要があります。
- ※4 平成27年4月の報酬改定（案）により新設・見直しされる加算のため、4月の別途定める期日までに体制届を提出する必要があります。

提供サービス	加算等名	加算等内容の説明（H26現在）	H27報酬改定（案）の影響	H27報酬改定（案）	体制等状況一覧への記載の有無 ※1	個別届出書の様式名	前年度の実績等を届け出ることが条件の加算等 ※2	備考
共同生活援助	大規模住居等減算	共同生活住居の規模が一定以上の場合減算（入居定員8人以上－基本単位数の95%、21人以上－基本単位数の93%、一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上95%）	－		○	－		
	夜間支援等体制加算（Ⅰ）	「夜勤」を行う夜間支援従事者を配置する共同生活住居の利用者について算定	見直し	月単位ではなく、日単位で加算を算定できるように見直し、加算（Ⅰ）に3人以下の利用者を支援した場合の新たな区分を創設。現行の経過措置は平成27年3月31日で廃止。	○	夜間支援体制加算届出書	※3	
	夜間支援等体制加算（Ⅱ）	「宿直」を行う夜間支援従事者を配置する共同生活住居の利用者について算定			○		※3	
	夜間支援等体制加算（Ⅲ）	「夜間防災体制」又は「夜間に常時の連絡体制」を確保している共同生活住居の利用者について算定			○			
	自立生活支援加算	以下の①、②の要件を満たしている場合に加算 ①事業者について過去2年間に単身生活等に移行した者が定員の5割以上であり、かつ、そのうち、移行後の生活が6か月以上継続している者が5割以上 ②対象者ごとに、6か月以内の移行に関する個別支援計画について市町村の承認を得る	－		○	自立生活支援加算に係る届出書		
	地域生活移行個別支援特別加算	医療観察法に基づく通院医療の利用者、刑務所出所者等に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合に加算	－		○	地域生活移行個別支援特別加算に係る届出書		
	通勤者生活支援加算	一般の事業所で就労する利用者が50%以上を占めている事業所において、利用者の自活に向けた支援の質の向上を図るため、主に日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言、金銭管理の指導等、日常生活上の支援を行っている場合	－		○	通勤者生活支援加算に係る届出書	○	
	重度障害者支援加算	障害程度区分6であって、重症心身障害者等重度障害者等包括支援の対象となる者が、2人以上利用している場合であって、通常の介護体制に加えて、より手厚いサービスを提供した場合	見直し		○	－	※4	
	日中支援加算（Ⅰ）	65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者であって、日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難な利用者に対して必要な支援を行ったとき	－		×	－		
	日中支援加算（Ⅱ）	やむを得ず予定していた日中活動を休んだことにより日中を共同生活住居で過ごす利用者に対する支援を評価。算定対象となる日中活動は、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労、地域活動支援センター。	見直し		×	－		
	入院時支援特別加算	病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合	－		×	－		
	帰宅時支援加算	利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保を行った場合	－		×	－		
医療連携体制加算（Ⅴ）	日常的な健康管理、医療ニーズへの適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所の場合	－		○	医療連携体制加算5に係る届出書			

平成27年度の報酬改定（案）に係る障害福祉サービス関係加算等一覧

- ※1 体制等状況一覧への記入による事前届出が必要な加算については、「体制等状況一覧への記載の有無」の欄に「○」をしています。したがって、「×」としているものについては、事前届出は不要の加算です。
 ※2 「前年度の実績等を届け出ることが条件の加算等」の欄に「○」が入っている加算については、新規・継続ともに4月の別途定める期日までに体制届を提出する必要があります。
 ※3 平成27年4月以降に加算を算定する全ての事業所（平成27年3月現在加算を算定している事業所を含む）について、4月の別途定める期日までに体制届を提出する必要があります。
 ※4 平成27年4月の報酬改定（案）により新設・見直しされる加算のため、4月の別途定める期日までに体制届を提出する必要があります。

提供サービス	加算等名	加算等内容の説明（H26現在）	H27報酬改定（案）の影響	H27報酬改定（案）	体制等状況一覧への記載の有無 ※1	個別届出書の様式名	前年度の実績等を届け出ることが条件の加算等 ※2	備考
施設入所支援	栄養士配置減算	報酬請求事務の簡素化を図る観点から、栄養士配置加算を基本報酬に組み込む。なお、管理栄養士若しくは栄養士が配置されていない場合又は配置されている管理栄養士若しくは栄養士が常勤でない場合には一定の減算	-		○	-		
	栄養マネジメント加算	常勤の管理栄養士（平成27年3月31日までは、管理栄養士又は栄養管理業務に關し、5年以上の実務経験を有する栄養士を含む）を配置し、栄養ケア計画を作成して栄養管理を行っている場合に加算	加算見直し	平成27年3月31日までとされている管理栄養士の配置要件の経過措置（左記下線部）を廃止。	○	栄養マネジメント加算に係る届出書		
	経口移行加算	医師の指示に基づき経口移行計画を作成し、当該計画に従って経口による食事摂取を進めるための栄養管理を行った場合に加算	-		-	-		
	経口維持加算	医師又は歯科医師の指示に基づき、経口維持計画を作成し、当該計画に沿って継続して経口による食事摂取を進めるための特別の管理を行った場合に加算	-		-	-		
	入院・外泊時加算（Ⅰ）	報酬請求事務の簡素化を図る観点から、いずれも入院時の支援に係るものである入院・外泊時加算及び長期入院等支援加算について、統合して整理する。	-		×	-		
	入院・外泊時加算（Ⅱ）	利用者が病院等に入院した場合や居宅へ外泊した場合等に、所定単位数に代えて算定 加算（Ⅰ）8日を限度として算定 加算（Ⅱ）：加算（Ⅰ）に引き続いて82日を限度として算定	-		×	-		
	夜勤職員欠如減算	夜勤を行う生活支援員の配置基準を満たしていない場合に、その翌月について減算	-		○	-		
	夜勤職員配置体制加算	夜勤職員の配置体制を手厚くしている場合に加算	-		○	夜勤職員配置体制加算・夜間看護体制加算に係る届出書	○	
	夜間看護体制加算	生活支援員に替えて看護職員を配置している場合に加算	-		○		○	
	重度障害者支援加算（Ⅰ）	重度障害者に対する手厚い支援体制がとられている場合に加算	-		○	重度障害者支援加算（Ⅰ）に係る届出書	○	
	重度障害者支援加算（Ⅱ）		見直し	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置した体制を整えた場合（7単位/日）及び強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して夜間に個別の支援を行った場合（180単位/日）に加算。従来の当該加算を算定していた事業所は、強度行動障害支援者養成研修については、平成30年3月31日まで研修受講計画の作成で足りる経過措置を設定。	○	重度障害者支援加算（Ⅱ）に係る届出書	※3	
	地域生活移行個別支援特別加算	医療観察法に基づく通院医療の利用者、刑務所出所者等に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合に加算	-		○	地域生活移行個別支援特別加算に係る届出書		

平成27年度の報酬改定(案)に係る障害福祉サービス関係加算等一覧

- ※1 体制等状況一覧への記入による事前届出が必要な加算については、「体制等状況一覧への記載の有無」の欄に「○」をしています。したがって、「×」としているものについては、事前届出は不要の加算です。
 ※2 「前年度の実績等を届け出ることが条件の加算等」の欄に「○」が入っている加算については、新規・継続ともに4月の別途定める期日までに体制届を提出する必要があります。
 ※3 平成27年4月以降に加算を算定する全ての事業所(平成27年3月現在加算を算定している事業所を含む)について、4月の別途定める期日までに体制届を提出する必要があります。
 ※4 平成27年4月の報酬改定(案)により新設・見直しされる加算のため、4月の別途定める期日までに体制届を提出する必要があります。

提供サービス	加算等名	加算等内容の説明 (H26現在)	H27報酬改定(案)の影響	H27報酬改定(案)	体制等状況一覧への記載の有無 ※1	個別届出書の様式名	前年度の実績等を届け出ることが条件の加算等 ※2	備考
自立訓練(機能訓練) 自立訓練(生活訓練) 宿泊型自立訓練	訪問訓練	居宅の訪問による訓練を行った場合は機能訓練サービス費(Ⅱ)又は生活訓練サービス費(Ⅲ)を算定	-		○	-		
	標準利用期間超過減算	事業者ごとの平均利用期間を6か月以上超える場合に減算	-		○	-		
	地域移行支援体制強化加算	利用者の地域移行を促進するため、地域移行支援員を手厚く配置している場合に加算	-		○	地域移行支援体制強化加算に係る届出書	○	宿泊型自立訓練のみ
	リハビリテーション加算	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等が中心となって、利用者ごとのリハビリテーション計画を作成し、個別のリハビリテーションを行う場合に加算	-		○	リハビリテーション加算に係る届出書		自立訓練(機能訓練)のみ
	短期滞在加算	平成24年3月31日までの間に限りとされていた、平成21年3月31日において現に継続的に居望の提供を受けている者が利用している場合の短期滞在加算について廃止	-		○	短期滞在加算・精神障害者退院支援施設加算に係る届出書		
	精神障害者退院支援施設加算	精神科病院の精神病床を転換した事業所等において、精神病床に概ね1年程度入院していた退院患者等に対し、自立訓練を利用している間の夜間の居住の場を提供した場合に加算	-		○	短期滞在加算・精神障害者退院支援施設加算に係る届出書		自立訓練(生活訓練)のみ
	通勤者生活支援加算	一般の事業所で就労する利用者が50%以上を占める宿泊型自立訓練事業所において、利用者の自活に向けた支援の質の向上を図るため、主に日中において、職場での対人関係の調整や相談・援助、金銭管理の指導等、日常生活上の支援を行っている場合	-		○	通勤者生活支援加算に係る届出書	○	宿泊型自立訓練のみ
	地域生活移行個別支援特別加算	医療観察法に基づく通院医療の利用者、刑務所出所者等に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合に加算	-		○	地域生活移行個別支援特別加算に係る届出書		宿泊型自立訓練のみ
	看護職員配置	健康上の管理などの必要がある利用者に対応するため、看護職員を配置している事業所を評価する加算を創設	-		○	看護職員配置加算に係る届出書		自立訓練(生活訓練)、 宿泊型自立訓練
	夜間支援体制加算(Ⅰ) (仮称)	現夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅰ)は、防災体制が適切に確保されていると認められる場合に算定	見直し	夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅰ)から名称変更。 夜勤を配置した場合に夜間支援対象利用者数に応じて算定。	○		※4	宿泊型自立訓練のみ
	夜間支援体制加算(Ⅱ) (仮称)	現夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)は、利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制が適切に確保されていると認められる場合に算定	見直し	夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)から名称変更。 宿直を配置した場合に夜間支援対象利用者数に応じて算定。	○	夜間支援体制加算(仮称)に係る届出書	※4	宿泊型自立訓練のみ
	夜間支援体制加算(Ⅲ) (仮称)	-	新設	夜間及び深夜を通じて常時の連絡体制又は防災体制を確保している場合に算定。	○		※4	宿泊型自立訓練のみ
	日中支援加算	やむを得ず予定していた日中活動を休んだことにより日中を宿泊型自立訓練事業所で過ごす利用者に対する支援を評価。算定対象となる日中活動は、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労、地域活動支援センター。	見直し	算定対象となる日中活動を拡大(介護保険サービスの(介護予防)通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、精神科医療の精神科デイ・ケア、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ナイト・ケアを追加)	×	-		

平成27年度の報酬改定(案)に係る障害福祉サービス関係加算等一覧

- ※1 体制等状況一覧への記入による事前届出が必要な加算については、「体制等状況一覧への記載の有無」の欄に「○」をしています。したがって、「×」としているものについては、事前届出は不要の加算です。
 ※2 「前年度の実績等」を届け出ることが条件の加算等」の欄に「○」が入っている加算については、新規・継続ともに4月の別途定める期日までに体制届を提出する必要があります。
 ※3 平成27年4月以降に加算を算定する全ての事業所(平成27年3月現在加算を算定している事業所を含む)について、4月の別途定める期日までに体制届を提出する必要があります。
 ※4 平成27年4月の報酬改定(案)により新設・見直しされる加算のため、4月の別途定める期日までに体制届を提出する必要があります。

提供サービス	加算等名	加算等内容の説明(H26現在)	H27報酬改定(案)の影響	H27報酬改定(案)	体制等状況一覧への記載の有無※1	個別届出書の様式名	前年度の実績等を届け出ることが条件の加算等※2	備考
就労移行支援	標準利用期間超過減算	事業者ごとの平均利用期間を6か月以上超える場合に減算	-		○	-		
	就労定着実績減算	一般就労への移行実績がない場合には、「過去3年間の就労定着者数が0の場合は基本単位数の85%を算定、また、過去4年間の就労定着者数が0の場合は基本単位数の70%を算定」	見直し	「過去2年間の就労移行者数が0の場合」の減算を創設するとともに、「過去3年間、4年間の就労定着者数が0の場合」の減算を強化(就労継続支援A型に移行した利用者は就労移行者及び就労定着者数には含まない。)	○	-	※4	
	就労支援関係研修修了加算	一般就労への移行支援の質の向上を図る観点から、そのノウハウを習得する研修の修了者等を就労支援員として配置する場合に加算	-		○	就労支援関係研修修了加算に係る届出書		
	就労移行支援体制加算	一般就労への移行後、6か月以上継続して就労している者(就労定着者)が前年度及び前々年度において利用定員の一定割合である場合に加算	廃止		-			
	就労定着支援体制加算(仮称)	-	新設	利用者の就労定着期間に着目した加算を創設。加算を算定する前年度において、一定の期間継続して就労している者又は就労していた者の数を利用定員で除した数に応じて所定の単位数を加算。(就労継続支援A型に移行した利用者は就労定着実績には含まない。)	○		○	
	精神障害者退院支援施設加算	精神科病院の精神病床を転換した事業所等において、精神病床に概ね1年程度入院していた退院患者等に対し、自立訓練を利用している間の夜間の居住の場を提供した場合に加算	-		○	精神障害者退院支援施設加算に係る届出書		
	移行準備支援体制加算(Ⅰ)	職場実習等は一般就労へ向け効果が高いことを踏まえ、支援期間中に原則としてすべての利用者に職場実習等を実施していると認められる事業所について、報酬上評価	-		○	移行準備支援体制加算(Ⅰ)に係る届出書	○	
	移行準備支援体制加算(Ⅱ)	算定要件として、就労単位(就労移行支援事業の訓練が3人以上の者に対して一体的に行われるものをいう。)ごとに実施すること。	算定要件見直し	就労支援単位として1ユニット当たりの最低定員が3人以上とされている算定要件を緩和し、1人でも加算の算定を可能とする	×	-		
就労継続支援	重度者支援体制加算	前年度における障害基礎年金1級を受給する利用者が、利用者数の(Ⅰ)50%以上、(Ⅱ)25%~50%、(Ⅲ)5%~25%(旧法施設からの移行のみ)の割合に応じ算定	一部廃止	加算(Ⅲ)(平成27年3月31日までの経過措置)を廃止。	○	重度者支援体制加算に係る届出書	○	
	就労移行支援体制加算	一般就労への移行後、6か月継続して就労している者が前年度において定員の5%以上である場合に加算	-		○	就労移行支援体制加算に係る届出書	○	
	目標工賃達成加算(Ⅰ)	-	新設	以下の①~④のいずれにも該当する場合 ①前年度の工賃実績が、原則として、前々年度の工賃実績以上 ②前年度の工賃実績が、地域の最低賃金の2分の1以上 ③前年度の工賃実績が、都道府県等に届け出た工賃の目標額以上 ④工賃向上計画を作成していること	○			就労継続支援B型のみ
	目標工賃達成加算(Ⅱ)	以下の①~③のいずれにも該当する場合 ①前年度の工賃実績が、地域の最低賃金の3分の1以上 ②前年度の工賃実績が、都道府県等に届け出た工賃の目標額以上 ③工賃向上計画を作成していること	加算(Ⅰ)から名称変更及び算定要件見直し		○	目標工賃達成加算に係る届出書	○ (前々年度実績の届出も必要) ※H27提出時期は別途連絡	就労継続支援B型のみ
	目標工賃達成加算(Ⅲ)	以下の①~②のいずれにも該当する場合 ①前年度の工賃実績が、事業所別平均工賃の100分の80に相当する額を超えていること ②工賃向上計画を作成していること	加算(Ⅱ)から名称変更及び算定要件見直し	算定要件に「前年度の工賃実績が、前々年度の工賃実績以上」を追加。	○			就労継続支援B型のみ
	目標工賃達成指導員配置	目標工賃達成指導員を配置することにより、手厚い人員体制(職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上であること)をもって、目標工賃の達成に向けた取り組みを行う場合	算定要件の見直し	目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置することを算定要件に追加。	○	目標工賃達成指導員配置加算に係る届出書	○ ※H27提出時期は別途連絡	就労継続支援B型のみ
	短時間利用減算	週20時間未満の利用者(短時間利用者)の占める割合が高い場合に減算(平成24年10月施行)	見直し	短時間利用に係る減算の仕組みについて、雇用契約を締結している利用者の利用時間の平均(1日当たり)が5時間未満の場合に、当該時間数に応じて減算。(平成27年10月施行)	×	-		就労継続支援A型のみ
	施設外就労加算	算定要件として、就労単位(就労継続支援事業の訓練が3人以上の者に対して一体的に行われるものをいう。)ごとに実施すること。	見直し	左記下線部(1就労単位当たりの最低定員が3人以上)を削除。算定要件を緩和し、1人でも算定可能とする。	×	-		

事務連絡
平成27年3月17日

都道府県
指定都市 障害保健福祉主管課（室） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

「福祉・介護職員処遇改善加算等」に関する取扱い」の送付について

障害保健福祉施策の推進については、日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成27年3月6日開催の全国障害保健福祉関係主管課長会議資料において、福祉・介護職員処遇改善加算等の取扱いに関し、「具体的な内容については、現在検討中であり、今後、追って連絡する」旨お伝えしていましたが、今般、別添のとおり「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する取扱い」について送付しますので、各都道府県市におかれては、管内市区町村、関係団体、関係機関に速やかに情報提供をお願いいたします。

特に、10頁の「7. 平成27年度当初の特例」についてご留意願います。

なお、当該資料については、当該加算の取扱いの考え方を示すものであり、正式な内容については、今後、当該加算に係る通知等によりご連絡いたします。

また、本件に関する照会等については、下記連絡先にメールにてお願いいたします。

(連絡先)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課 福祉サービス係、評価・基準係
Mail : hyoukkaki_jyun3@mh1w.go.jp

平成27年3月17日

福祉・介護職員処遇改善加算等に関する取扱い

1. 基本的考え方

- 平成23年度まで実施されていた福祉・介護職員処遇改善交付金（以下「交付金」という。）、及び平成24年度から実施されている福祉・介護職員処遇改善加算（以下「現加算」という。）による賃金改善（いずれも福祉・介護職員1人月額15,000円相当。）について、新たに充実した加算（福祉・介護職員1人月額27,000円相当。以下「新加算」という。）を創設するもの。
- 新加算の創設に伴い、福祉・介護職員処遇改善加算（以下「加算」という。）の取扱いについては、以下のとおりとする。
- なお、福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについても、加算の対象となる職種やキャリアパス要件等の届出書に関する事項を除き、同様の取扱いとする。

2. 加算の仕組みと賃金改善の実施

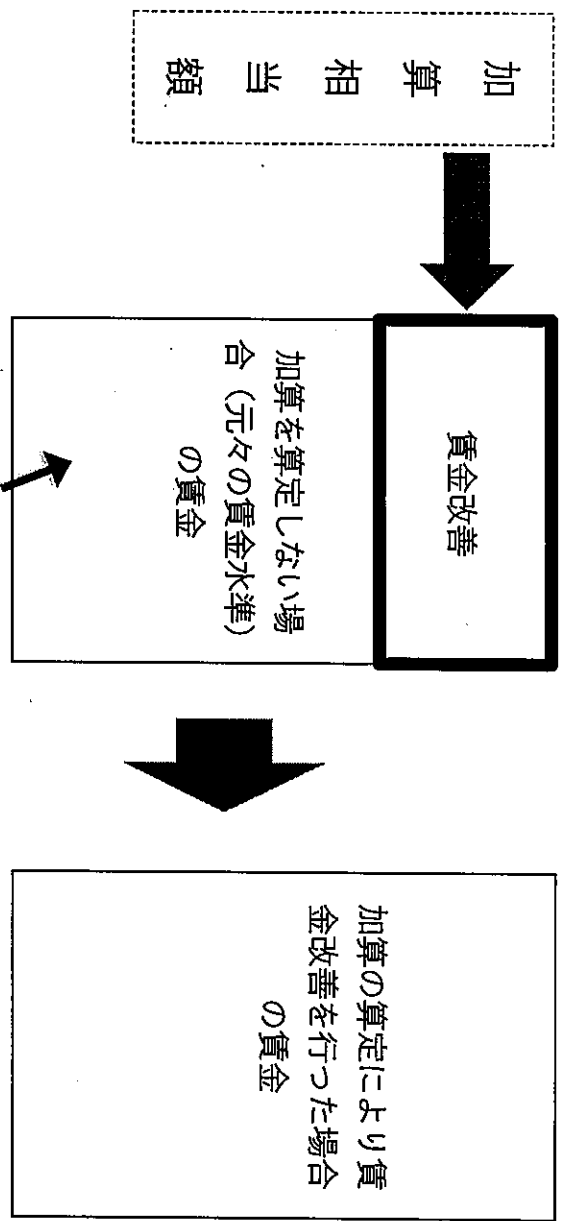
(1) 加算の仕組み

- これまでと同様、事業者は、基本サービス費に各種加算減算を加えた一月当たりの総単位数にサービス別加算率（別添1）を乗じた単位数を取得する。

(2) 加算の算定額に相当する賃金改善の実施

- 事業者は、加算の算定額に相当する福祉・介護職員の賃金（福祉・介護職員が受け取る基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。）のことをいう。以下同じ。）の改善（以下「賃金改善」という。）を実施する。
- 「賃金改善」の考え方は、その時点で賃金を支払っている福祉・介護職員に関して、
 - i 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額
 - ii 加算を算定しない場合（元々の賃金水準）の賃金の総額の差が、賃金改善の総額となる。

※ 「賃金改善」のイメージ



- ①加算を算定する直前の時期の賃金水準(交付金による賃金改善の部分を除く)
- 又は
- ②前年度の賃金水準(加算による賃金改善の部分を除く)

(注1)「賃金水準」とは、賃金の高さの水準をいう。

(注2)「元々の賃金水準」とは、

- ア これまで加算を算定している事業所の福祉・介護職員については、
- ① 加算を算定する直前の時期の賃金水準(交付金を算定していた事業所の福祉・介護職員については、交付金による賃金改善の部分を除いた賃金水準)

又は

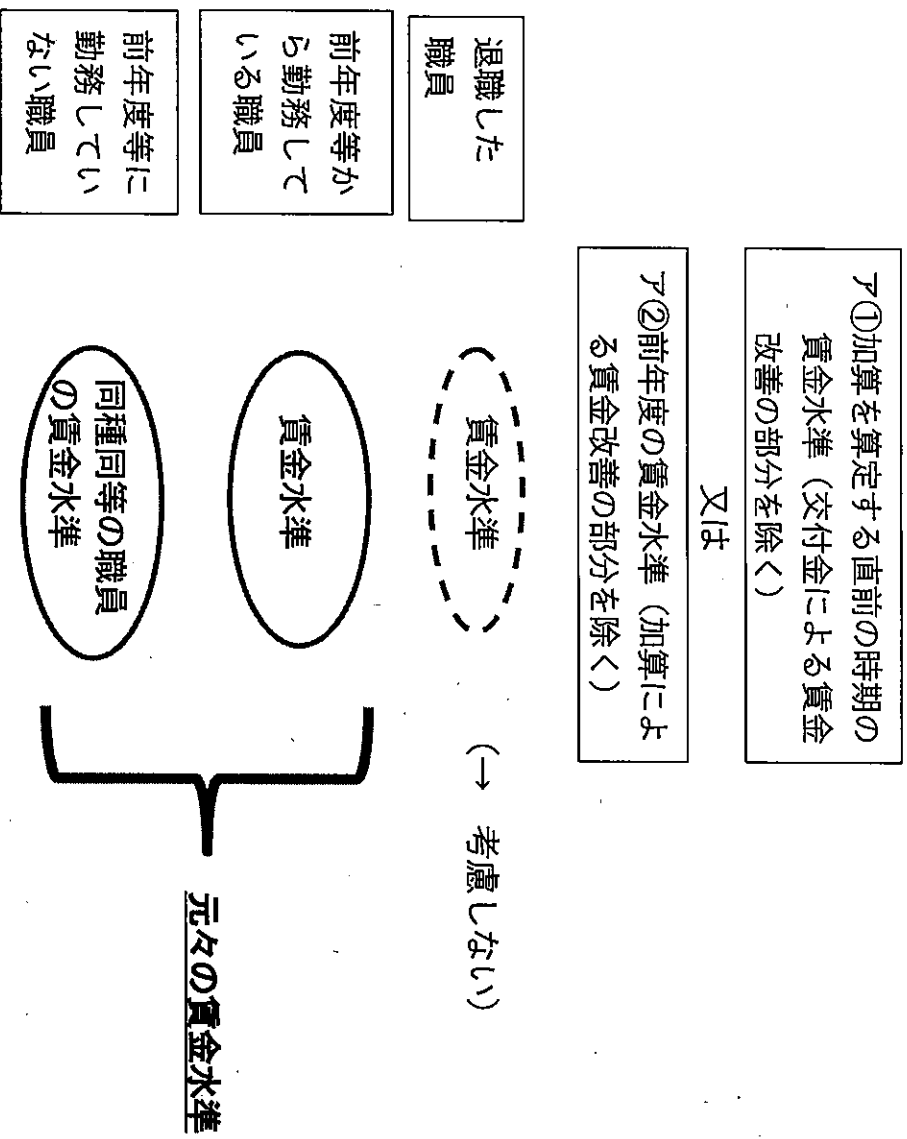
- ② 前年度の賃金水準から、加算の算定による賃金改善の部分を除いた賃金水準
- のいずれかをいう。

また、①又は②の時期に勤務していなかった福祉・介護職員については、当該時期の当該福祉・介護職員と同種同等の職員の賃金水準をいう。

- イ これまで加算を算定していない事業所の福祉・介護職員については、前年度の賃金水準をいう。

前年度に勤務していなかった福祉・介護職員については、当該時期の当該福祉・介護職員と同種同等の職員の賃金水準をいう。

※ 元々の賃金水準のイメージ



(注3) 賃金改善の額には、これまでと同様、当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

- これまでと同様、定期昇給等を含めた賃金改善とすることができる。
- 加算については、これまでと同様、事業者がサービスごとの加算率に基づき得た額に相当する賃金改善が行われるものであり、個々の福祉・介護職員に対する具体的な処遇改善の方法については事業者が判断するものであるため、すべての福祉・介護職員の賃金が一律に月額 27,000 円又は 15,000 円引き上がる仕組みではない。
- 今回の改定は、福祉・介護職員の離職率が高いこと、他の職員の賃金に比べて相対的に低い状況にあること等を踏まえて充実したものであることから、加算の対象は、これまでと同様、福祉・介護職員に限るものである。

3. 福祉・介護職員処遇改善計画書の作成

(1) 計画書の記載事項

○ 事業者は、福祉・介護職員の賃金改善に要する費用の見込額が、加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画（福祉・介護職員処遇改善計画書。以下「計画書」という。）を策定し、都道府県知事等（障害福祉サービス等事業所の指定権者が都道府県知事である場合は、都道府県知事とし、障害福祉サービス等事業所の指定権者（基準該当サービス）の登録先含む。以下同じ。）が市町村長（特別区を含む。以下同じ。）である場合は、市町村長とする。以下同じ。）に届け出ることとし、その記載事項は、以下のとおりとする。

① 加算の見込額（計算方法を含め、これまでと同様）

② 賃金改善の見込額（以下のとおり見直し）

- i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額
 - ii) 加算を算定しない場合（元々の賃金水準）の賃金の総額
- を記載し、i から ii を引いたものを賃金改善の見込額とする。
その上で、②の額が①の額を上回るものとする。

③ 賃金改善を行う賃金項目（これまでと同様、基本給、手当、賞与等の別を記載）

④ 賃金改善実施期間（これまでと同様、原則4月から3月まで）

⑤ 賃金改善を行う方法（これまでと同様、賃金改善の実施時期や一人当たりの賃金改善見込額を、可能な限り具体的に記載）

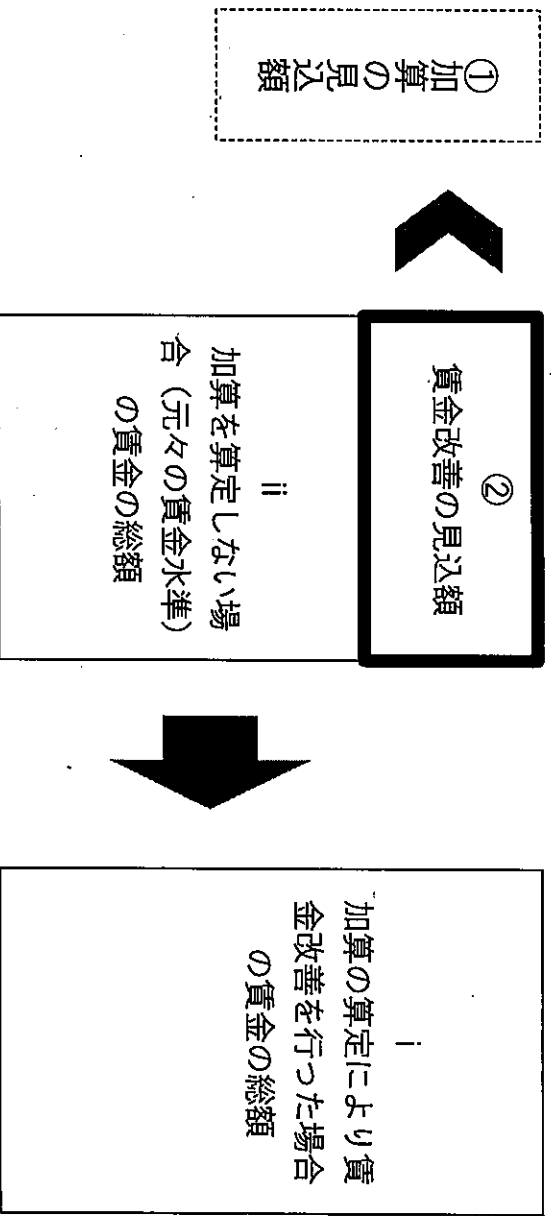
○ ただし、事務の簡素化を図る観点から、現加算を算定している事業者が、新加算を算定する場合には、上記①、②について、次の①、②とすることができることとする。

① 新加算のうち、上乘せとなる12,000円相当分の見込額
（12,000円相当分の加算率（加算Ⅰと加算Ⅱの差）を用いて算出）

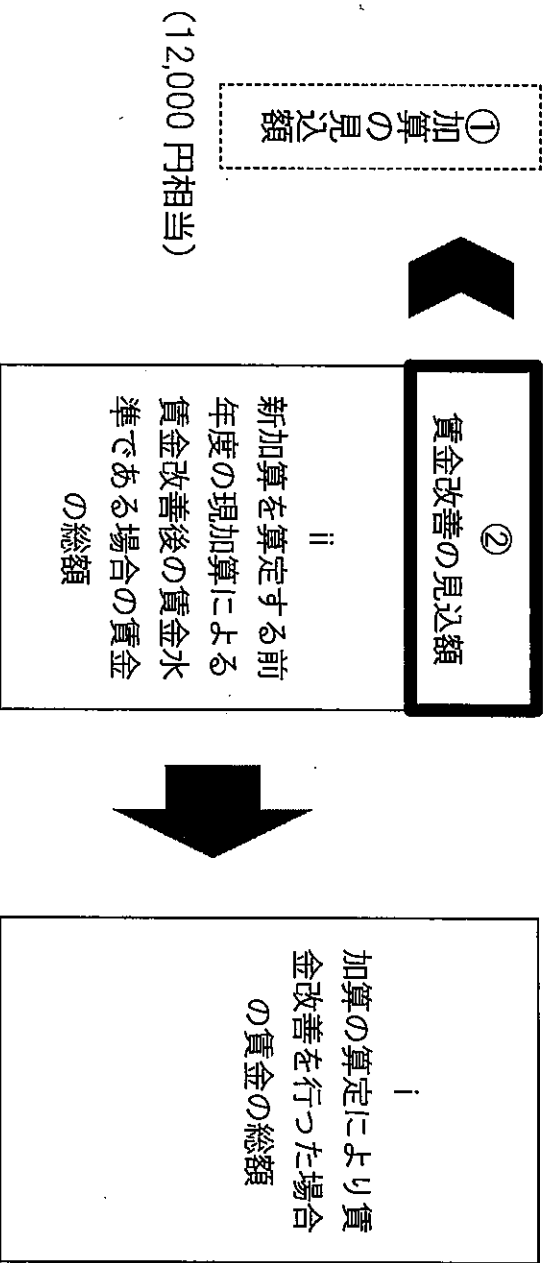
② 現加算と比べた場合の賃金改善の見込額

- i 新加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額
 - ii 新加算を算定する前年度の現加算による賃金改善後の賃金水準（前年度に勤務していなかった福祉・介護職員については、当該福祉・介護職員と同種同等の職員の賃金水準）である場合の賃金の総額
- を記載し、i から ii を引いたものを賃金改善の見込額とする。
その上で、②の額が①の額を上回るものとする。

※ 計画書における「賃金改善の見込額」等のイメージ



(現加算を算定している事業者が、新加算を算定する場合、次でも可)



(2) キャリアパス要件等届出書等について

- 新加算を算定する事業者は、キャリアパス要件の一と二の両方に適合し、また、職場環境等要件（旧定量的要件をいう。以下同じ。）として平成27年4月以降に実施する処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を記載した「キャリアパス要件等届出書」を都道府県知事等に届け出ることとする。
- 職場環境等要件として実施する処遇改善（賃金改善を除く。）として考えられる内容については、(別添2)のとおりである。
- なお、これまでと同様、加算により得た額に相当する賃金改善が必要であり、職場環境等要件を満たすことやその他の経費については賃金改善の総額に含まれない。
- その他、必要書類（就業規則、労働保険に加入していることが確認できる書類）の添付、複数の事業所を有する事業者の一括作成の特例については、これまでと同様の取扱いとする。

4. 賃金改善の実績報告

○ 事業者は、事業年度ごとに処遇改善に関する実績を都道府県知事等に報告することとし、その記載事項は、以下のとおりとする。

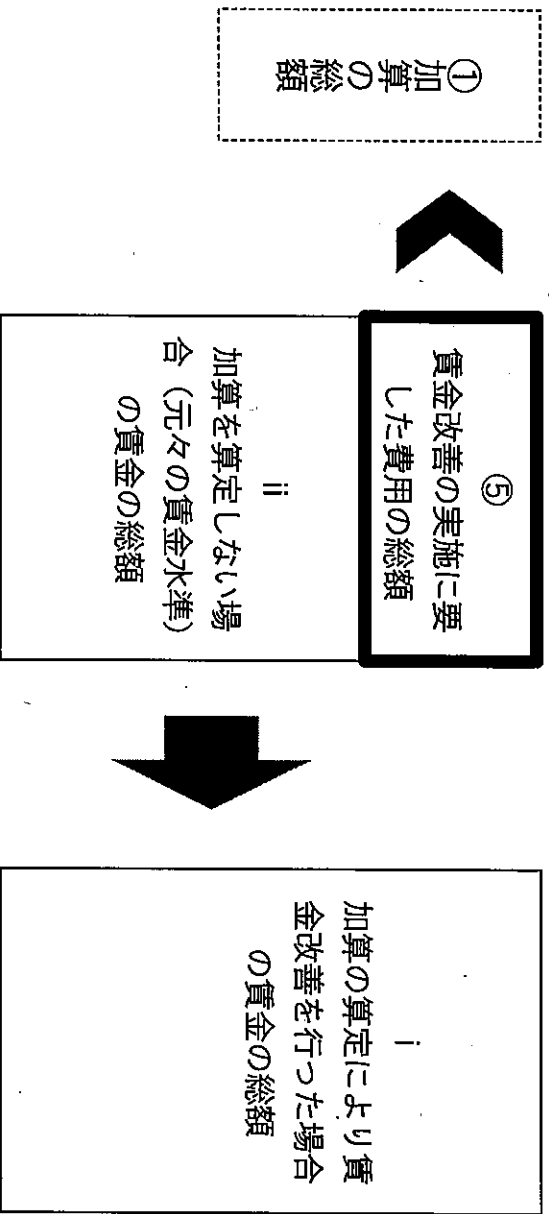
- ① 加算の総額（これまでと同様）
 - ② 賃金改善実施期間（これまでと同様）
 - ③ ②の期間における次の事項（これまでと同様）
 - ア 福祉・介護職員常勤換算数の総額
 - イ 福祉・介護職員に支給した賃金総額
 - ウ 福祉・介護職員一人当たり賃金月額
 - ④ 実施した賃金改善の方法（これまでと同様、「基本給を福祉・介護職員平均で〇〇円改善した」など、具体的に記載）
 - ⑤ ④の実施に要した費用の総額（以下のとおり見直し）
 - i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額（③のイ）
 - ii) 加算を算定しない場合（元々の賃金水準）の賃金の総額を記載し、i から ii を引いたものを賃金改善の実施に要した費用の総額とする。

その上で、⑤の額が①の額を上回るようにする。（仮に、下回る場合には、これまでと同様、事業者は福祉・介護職員に一時金等により追加で支払い、⑤の額が①の額を上回るようにする。）
 - ⑥ 福祉・介護職員 1 人当たり賃金改善額（月額平均）（これまでと同様、⑤の額を③アで除して得た額を記載）
- ただし、事務の簡素化を図る観点から、現加算を算定している事業者が、新加算を算定する場合には、上記①、⑤について、次の①、⑤とすることができることとする。
- ① 新加算のうち、上乗せとなる 12,000 円相当分の総額
(12,000 円相当分の加算率 (加算 I と加算 II の差) を用いて算出)
 - ⑤ 現加算と比べた場合の賃金改善の実施に要した費用の総額
 - i 新加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (③イ)
 - ii 新加算を算定する前年度の現加算による賃金改善後の賃金水準 (前

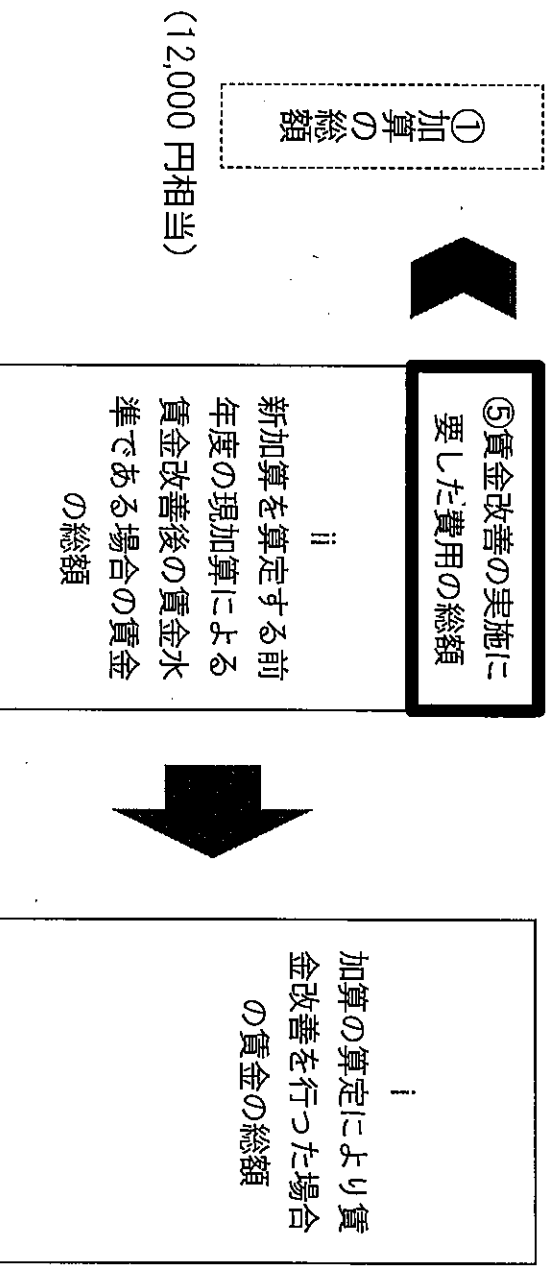
年度に勤務していなかった福祉・介護職員については、当該福祉・介護職員と同種同等の職員の賃金水準）である場合の賃金の総額を記載し、i から ii を引いたものを賃金改善の実施に要した費用の総額とする。

その上で、⑤の額が①の額を上回るようにする。(仮に、下回る場合には、これまでと同様、事業者は福祉・介護職員に一時金等により追加で支払い、⑤の額が①の額を上回るようにする。)

※ 報告書における「賃金改善の実施に要した費用の総額」等のイメージ



(現加算を算定している事業者が、新加算を算定する場合、次でも可)



5. 都道府県知事等への変更等の届出

○ これまでと同様、福祉・介護職員処遇改善計画書等で届け出た内容に変更がある場合（会社法による合併や事業所の増減等の場合）には、都道府県知事等へ変更の届出を行うこととする。

○ また、事業の継続を図るために、福祉・介護職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、以下について確認できる書類（特別な事情に係る届出書（別添3）。以下「届出書」という。）を、都道府県知事等に届け出ることとする。

（1）当該事業所を含む当該法人の収支（障害福祉サービス等事業に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少などにより経営が悪化し、一定期間にわたり収支が赤字である、資金繰りに支障が生じるなどの状況にあること

（2）賃金水準の引下げの内容

（3）経営及び賃金水準の改善の見込み

（4）賃金水準を引き下げることについて、適切に労使の合意を得るなど必要な手続きをとっていること

○ 賃金水準を引き下げた後に、（1）の状況が改善した場合には、賃金水準を引下げ前の水準に戻すこととする。

また、賃金水準を引き下げている間は、毎年度の計画書を提出する際に、届出書を再度届け出ることとする。

○ 届出に当たり適切に労使の合意等を得ていないこと、届出書を提出していないこと、（1）の状況が改善したにも関わらず賃金水準を引下げ前の水準に戻していないこと等について、悪質と認められる場合には、当該加算分の返還を求めることとする。

※ 年度末までに結果として計画通りに賞与等が支払えなくなり、賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、その時点で届出書を提出する取扱い。

6. 賃金改善についての職員への周知

- 賃金改善を行う方法については、その内容（賃金改善の対象者、支払いの時期、要件、額等）について計画書等を用いて職員に周知することとする。
- 福祉・介護職員から加算に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答することとする。

7. 平成27年度当初の特例

- 本年4月から加算の算定を受けようとする事業者については、同年4月15日までに加算に係る計画書の案を都道府県知事等に届け出ることとし、同年4月末までに計画書及び必要な添付書類を確定させた上で届け出なければならぬこととする。

8. 加算の執行における指導監督業務の適切な実施について

- 他の報酬と同様、加算についても、事業者において適切な請求、執行がなされるよう、指定権者において、適切かつ厳正な指導監督を行うようお願いする。その際の留意点については別途お示しする。
- 加算を算定する事業者は、賃金台帳等により、加算に係る支払い状況を適切に記録し保存することとする。

9. 加算の広報について

- 都道府県等におかれては、リーフレットの活用等により、新加算の趣旨を周知し、新加算の申請が適切に行われるようお願いする。（リーフレットの電子媒体については、別途送付する。）

(別添1)

福祉・介護職員処遇改善加算等のサービス別加算率

サービス名	福祉・介護職員処遇改善加算		福祉・介護職員 処遇改善特別加算
	(I)	(II)(注)	
居宅介護	22.1%	12.3%	4.1%
重度訪問介護	14.0%	7.8%	2.6%
同行援護	22.1%	12.3%	4.1%
行動援護	18.5%	10.3%	3.4%
療養介護	2.5%	1.4%	0.5%
生活介護	3.1%	1.7%	0.6%
重度障害者等包括支援 施設入所支援	1.8%	1.0%	0.3%
自立訓練(機能訓練)	5.0%	2.8%	0.9%
自立訓練(生活訓練)	4.1%	2.3%	0.8%
就労移行支援	4.1%	2.3%	0.8%
就労継続支援A型	4.9%	2.7%	0.9%
就労継続支援B型	4.0%	2.2%	0.7%
共同生活援助(指定共同生活援助)	3.8%	2.1%	0.7%
共同生活援助(外部サービス利用型 指定共同生活援助)	5.4%	3.0%	1.0%
児童発達支援	12.4%	6.9%	2.3%
児童発達支援	5.6%	3.1%	1.0%
医療型児童発達支援	10.6%	5.9%	2.0%
放課後等デイサービス	5.9%	3.3%	1.1%
保育所等訪問支援	5.8%	3.2%	1.1%
福祉型障害児入所施設	4.5%	2.5%	0.8%
医療型障害児入所施設	2.5%	1.4%	0.5%

(注) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)は、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の90/100を算定。

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)は、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の80/100を算定。

* 短期入所(併設型・空床利用型)については、本体施設の加算率を適用することとし、短期入所(単独型)については、生活介護の加算率を適用する。

* 障害者支援施設が行う日中活動系サービスについては、施設入所支援の加算率を適用する。

* 計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については加算算定の対象外。

職場環境等要件

(別添2)

<p>資質の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> 働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービスマニエッタ研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む。） 研修の受講と人事考課との連動 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度の構築 キャリアパス要件に該当する事項（キャリアパス要件を満たしていない障害福祉サービス等事業者に限る。） その他
<p>職場環境・ 処遇の改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等の導入 管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実 ICT活用（支援内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む。）による福祉・介護職員の事務負担の軽減、個々の利用者へのサービスマニエッタ研修の提供、勤情報管理によるサービスマニエッタ提供責任者のシフト管理に係る事務負担の軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービスマニエッタ提供等）による業務省力化 福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備 ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 事故・トラウマへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備 その他
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> 中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等） 障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮 非正規職員から正規職員への転換 職員の増員による業務負担の軽減 その他

別紙様式〇

特別な事情に係る届出書 (平成〇〇年度)

事業所等情報

事業所番号										
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事業者・開設者	フリガナ		
	名称		
事業所等の名称	フリガナ		提供するサービス
	名称		

1. 事業の継続を図るために、福祉・介護職員の賃金水準を引き下げる必要がある状況について

当該事業所を含む当該法人の収支（障害福祉サービス等事業に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少などにより経営が悪化し、一定期間にわたり収支が赤字である、資金繰りに支障が生じるなどの状況について記載

※ 当該状況を把握できる書類を提出し、代替することも可。

2. 賃金水準の引下げの内容

--

3. 経営及び賃金水準の改善の見込み

--

※ 経営及び賃金水準の改善に係る計画等を提出し、代替することも可。

4. 賃金水準を引き下げることにについて、適切に労使の合意を得ていること等について
 労使の合意の時期及び方法等について記載

--

平成 年 月 日 (法人名)
 (代表者名)

印